

令和3年第3回東大和市議会定例会会議録第15号

令和3年9月3日（金曜日）

出席議員（21名）

1番	二宮由子君	2番	大后治雄君
4番	実川圭子君	5番	森田真一君
6番	尾崎利一君	7番	上林真佐恵君
8番	中村庄一郎君	9番	木下富雄君
10番	根岸聡彦君	11番	森田博之君
12番	蜂須賀千雅君	13番	関田正民君
14番	和地仁美君	15番	佐竹康彦君
16番	荒幡伸一君	17番	木戸岡秀彦君
18番	東口正美君	19番	中間建二君
20番	大川元君	21番	床鍋義博君
22番	中野志乃夫君		

欠席議員（なし）

議会事務局職員（5名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	並木俊則君
議事係長	吉岡繁樹君	主任	関口百合子君
主任	高石健太君		

出席説明員（36名）

市長	尾崎保夫君	副市长	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	神山尚君
総務部長	阿部晴彦君	総務部参事	東栄一君
市民部長	田村美砂君	子育て支援部長	吉沢寿子君
福祉部長	川口荘一君	福祉部参事	伊野宮崇君
環境部長	松本幹男君	都市建設部長	田辺康弘君
学校教育部長	矢吹勇一君	学校教育部参事	小野隆一君
社会教育部長	小俣学君	企画課長	荒井亮二君
企画財政部副参事	藤本貴史君	公共施設等マネジメント課長	遠藤和夫君

財政課長 鈴木俊也君
情報管理課長 菊地浩君
産業振興課長 小川泉君
子育て支援部
副参事 岩崎かおり君
生活福祉課長 川田貴之君
健康課長 志村明子君
都市計画課長 稲毛秀憲君
建築課長 中橋健君
学校教育部
副参事 富田和己君

文書課長 嶋田淳君
職員課長 岩本尚史君
保育課長 関田孝志君
子育て支援部
副参事 榎本豊君
障害福祉課長 大法努君
ごみ対策課長 中山仁君
都市建設部
副参事 梅山直人君
教育総務課長 斎藤謙二郎君
社会教育課長 高田匡章君

議事日程

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第1

午前 9時30分 開議

○議長（関田正民君） ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（関田正民君） 日程第1 一般質問を行います。

◇ 佐竹康彦君

○議長（関田正民君） 昨日に引き続き、15番、佐竹康彦議員の一般質問を行います。

○15番（佐竹康彦君） おはようございます。それでは、昨日に引き続きまして、再質問のほうさせていただきます。

本日は、2点目の安全対策の強化について伺います。

まず、①の市内の防犯対策の強化について伺います。

市長の御答弁では、件数の減少について確認をさせていただきました。それぞれの事案について、地域ごとの特色があるのかどうか確認をさせていただきたいと思えます。

○総務部参事（東 栄一君） 地域ごとの特色ではありますが、過去5年間では、南街・向原地区は、自転車盗難が一番多く、これに比べまして、中央地区では、自転車盗難より、暴行・傷害など、その他に分類する犯罪が若干上回ってるところでございます。ただし、中央・南街・向原地区、それぞれの総数で見ますと、中央地区が146件、南街地区が375件、向原地区が443件でありまして、比較的、中央地区の犯罪件数は少ない状況でございます。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） ありがとうございます。駅前もありましたし、集合住宅等、人口の多い地域で、裾野が広い分、案件も多いのかなというふうに確認をさせていただきました。

続きまして、御答弁では市や警察等、行政の防犯対策の取組について伺いました。取組をいただいていることにつきましては感謝申し上げます。その対策がどのような効果を期待して行われてきたのか、またその効果等について、どのように捉えていらっしゃるのか、改めて確認をさせていただきます。

○総務部参事（東 栄一君） 防犯対策の効果につきましては、青パトでは見える警戒による犯罪の未然防止、それから安全安心情報送信サービスでは、注意喚起による被害の防止の効果などを期待してるところでございます。警察の様々な取組につきましては、犯罪の未然防止や被害防止に加えまして、防犯意識の啓発、防犯指導、事後捜査のための情報収集など、幅広い効果を期待して行っているものと認識してるところでございます。また、犯罪認知件数は減少傾向にありますことから、一定の効果はあるのではないかと考えてるところでございます。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

続きまして、今後の対策強化についてなんですけれども、情報収集の重要性を述べていただいたかというふうに思います。SNSを含む幅広い情報発信の在り方について、そして私の住んでおります中央地区には自治会がないんですけれども、こういった自治会のない地域におけます注意喚起等について、どのような取組が可能かお聞きしたいと思います。

例えば中央地区では、壇上でも申し上げました不審者によります登校児童への声かけ、また空き巣被害等がありました。地域住民の方からは不安の声も寄せられておまして、こうした事案について、事実の周知と注意喚起について、例えば自治会があれば回覧板等で注意喚起もできる可能性もあるのかなと思いますけれども、そうした仕組みがない地域におきまして、例えば被害のあった町内に向けたお知らせの配付などができるかどうか、また通学路以外の場所への防犯カメラの設置なども、対策、検討の俎上にのせていただきたいというふうに考えますけれども、この点についていかがでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） まず犯罪に関わる情報につきましては、警察のほうの捜査に関わる場所もありますので、直接いただくことは難しいのではないかと考えてるところでございます。また、児童への声かけなど、不審者の出没情報などは、回覧のような手法は速報性に限界があると考えてるところでございます。

それから、通学路以外の防犯カメラの設置につきましては、犯罪発生状況の増加傾向などを勘案しながらですね、必要により検討の俎上にのせていくことになるかと考えてるところでございます。このためですね、当面は市の安全安心情報送信サービスや、警視庁メールなどの既存の情報発信ツールの周知に努めてまいりたいと考えてるところでございます。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） ありがとうございます。既存の情報発信のツールの周知の強化ということでございますけれども、そういった横の連携、地域の横の連携の比較的薄い地域につきましては、そういったものをしっかり登録できるようにということのアピールをですね、地域ごとにちょっと力を入れて進めていただければなというふうに思います。

また、防犯カメラにつきましても、ぜひとも公明党派としては、以前よりこのことにつきましては、何度も要望させていただいておりますけれども、ぜひとも積極的な検討をよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、大阪府警では、例えばスマートフォン向けの防犯アプリなどの配信をしております。ちょっと地域は大き過ぎますけども。東京都の取組として、そのようなものがあるのかどうか、また市としてこうした他自治体の事例を参考としながら、安全安心情報送信メールのほかに、東京都や他自治体との連携も視野に入れた新たな取組を行っていくことが検討できるかどうか、この点について伺います。

○総務部参事（東 栄一君） まず東京都にですね、大阪府警のスマートフォン向け、防犯アプリのようなサービスはないと認識しているところでございますけれども、ただ東京都の都民安全推進本部のホームページに防犯情報マップというのがありまして、東大和市の13歳未満の子供の交通事故の発生地点ですとか、それから声かけ等の情報が町丁別に件数で示されているようなマップがございます。

また警視庁のホームページにも、犯罪情報マップという犯罪発生状況や、子供や女性の防犯情報などのマップがありまして、どちらもスマートフォンで確認することができますので、今後こうしたサービスの周知に努めてまいりたいと考えてるところでございます。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） 伺ってみないと分からないものだというふうに思います。しっかりとまた情報、周知の方、また学校等も通じてですね、児童・生徒の安全に関心の高い保護者の方も多と思いますので、そういった点も含めてですね、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、②通学区域変更に伴う通学の安全対策の強化について伺います。

教育長の御答弁では、新たな通学路、指定の必要性について言及をされておりました。新たに通学路として

利用される道路につきましては、いつ頃、御検討されるのか、また当該地域の保護者に周知されるのはいつ頃になるのか、その時期をいつ頃と考えておられるのか伺います。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 通学路につきましては、通学する児童の自宅の所在地により、通学路を指定するため、あらかじめ年内に仮として検討し、就学先が最終的に決定します2月末以降にですね、再検討の上、周知することになると考えております。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

その新たな通学路の安全状況の確認につきましては、学校、教育委員会、市、警察、保護者等で行っていくという考えでよろしいのか、伺いたいと思います。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 新たに通学路の指定が必要となった場合には、学校、道路管理者、警察、保護者と十分に協議してですね、安全状況の確認を行ってまいります。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） ぜひ、よろしく願いいたします。

続きまして、この前のときも申し上げました中央地区の事例のように、交通の面だけではなく、不審者等についても念頭に置きながら、安全確保策を図っていただきたいというふうに考えます。この点についての御見解を伺います。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 通学路の指定につきましては、現在も不審者等の防犯面に配慮して指定を行っておりますが、引き続きですね、警察署等と調整しながら安全を確保してまいります。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） ありがとうございます。特に先ほども南街・向原地域、犯罪件数も多いというようなお話もございましたので、その点についても留意をしながら、進めていただければなと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、この通学区域に伴う安全対策の1つとして、先ほども申し上げて、繰り返しで恐縮なんですけど、場合によっては新たな防犯カメラの設置も検討せざるを得ない箇所もあるというふうに考えておりますけれども、この点についての市の御認識はいかがでしょうか。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 現在、今年度、新規に設置いたします20台の防犯カメラの設置場所の検討を行っております。今回、学区域変更となる区域を含めまして場所の検討を行ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） よろしく願いいたします。

最後に、新たな通学区域におけます見守りボランティアの取組等はどのようになりますでしょうか。場所が変わるとか、新たな場所を指定しなきゃいけないとか、様々あると思いますけども、この点についての御認識を伺います。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 新たな通学区域におきましては、従来の通学路と反対方向へ通学する児童がいることから、ボランティアの方に御説明しまして、学校と連携して通学路の安全に努めたいと考えております。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

何分、新しい取組ですので、それぞれ注意しなければならない点、たくさんあると思いますけれども、地域の安全安心のために、ぜひとも力を入れて取り組んでいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で、この項目についての質問を終了させていただきます。

続きまして、3点目のコロナ後における市内事業者の支援の在り方についてでございます。

補正予算の審議のほうで、詳しい成果等についてはお聞きしましたので、まずP a y P a yのポイント還元事業の件なんですけれども、このキャッシュレス決済を活用した市内産業振興、また事業者への支援につきましては、今後どのような新たな取組が考えられるのか、お伺いしたいと思います。

○産業振興課長（小川 泉君） 今後の取組でございます。このたびのポイント還元キャンペーンを実施いたしました決済事業者においてはですね、過去に1企業や商店街を単位として実施した抽せん方法を取り入れたポイントバックキャンペーン、こういったものの実施経緯がございます。こうした取組ではですね、対象店舗で購入した全消費者への還元とはなりません、付与費の上限を設定できるため、多額な予算でなくても実施可能な点から導入しやすいこと。また、アプリ内における情報発信も可能なことなど、消費者へのインセンティブともなり得ると考えております。こうした内容は、商工会や商店街の集まりが主体となつての取組においても、実施できる可能性があるというふうにご考えているところでございます。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） この1年間、事業者の方にも、また市内の消費者の方にもですね、習慣として根づいた部分もございまして、ぜひそういったものをより生かした形で市内産業振興、後押しをできるような形で御検討を進めていただければと思います。

続きまして、事業者からも、消費者からも、大きな反響のあったポイント還元キャンペーンでございますけれども、これからもこういったポイント還元キャンペーン、定期的に行おうとした場合には、財政の点が非常に大きな課題となると思うんですけども、その場合の課題についてはどのようなものがあり、それを解決するにはどのようなことが必要なのかという点について伺いたいと思います。

国や東京都へ、コロナ禍ということだけでなく、市内産業の支援に大きな効果のあった事業として、定期的な取組としていけるような財政支援を求めることが可能なかどうか、この点について伺います。

○産業振興課長（小川 泉君） まず課題でございます。同様のポイント還元キャンペーンを実施するに当たってはですね、国や東京都の財政的な支援が必要であるというふうにご考えております。また、市としましては、国や東京都に対しまして新しい生活様式の対応に取り組む、飲食店をはじめとする中小企業者への財政支援を行うとともに、各事業者が事業を継続できるよう、各種補助金の要件緩和などを行うなど、財政支援の強化を図っていただくよう、国や東京都への申入れをしていきたいというふうにご考えております。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） これまで予想もしなかったこのコロナ禍というような状況の中で、様々な支援のメニューに移すということではありましたが、あまりにもちょっとインパクトが大きくてですね、事業者の方としても、ぜひともというようなお声も頂戴しておるものですから、ぜひまた可能性として追求をしていただければなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、企業のテレワークの件について伺います。御答弁では、民間事業者におけるテレワークの効果と、また国や東京都による支援策の周知について御答弁いただきました。その上で、私が壇上で紹介いたしま

した平塚市の事例を参照に、そのままというわけには当然いかないと思いますけれども、これまで実施された厚生労働省の働き方改革推進支援助成金（テレワークコース）や、東京都テレワーク促進助成金制度、こういったものなど、国や東京都の支援策に上乘せするような形で、何かしらの市内事業者のデジタル化推進に向けた施策の検討をお願いしたいと思いますけれども、これについての御認識を伺います。

○産業振興課長（小川 泉君） 市内事業者のデジタル化推進に向けた施策でございます。現在、市内事業者をはじめ、東大和市商工会など関係機関からも特に御要望等はお聞きしていないといった状況でございます。また利用の対象は異なるかもしれませんが、市内におきましてはコロナ禍において、業態転換により、令和2年7月末からテレワークスペース6部屋を提供している事業者がございます。このテレワークスペースはですね、月曜日以外の午前9時から午後6時まで使用が可能で、一月に約30人、1日に二、三人ほどの利用実績というふうに伺っております。市内事業者のデジタル化推進につきましては、こうした民間施設の利用実績も参考とさせていただきながら、今後、研究してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） 市内の状況等、詳しく関係機関の方と情報交換していただきながらですね、研究、検討を進めていただければと思います。重ねての問いになるかもしれませんが、民間事業者におけますテレワーク業務が推進されるような行政の後押しの取組を、さらに期待したいというふうに考えておりますけれども、最後にこの点についての市の考えをまとめてお聞かせいただければと思います。

よろしく申し上げます。

○市民部長（田村美砂君） 市といたしましては、この多様な働き方を実現するテレワークの導入支援は、大変意義のあるものと考えております。先ほど課長からも答弁いただきましたが、市内事業者の具体的なニーズを、現在ですね、捉えていない状況でありますので、市長の御答弁にもございましたが、現時点におきましては、国や東京都の支援策の、まずは周知につきまして、東大和市商工会とも連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） ありがとうございます。行政におきましても、民間事業者におきましても、今後ますますDX等の進展、デジタル化の進展、進んでいくというふうに思いますので、ぜひ様々なアンテナを張っていただきながらですね、情報を収集し関係機関と連携しながらですね、積極的な取組をお願いしたいと思います。

以上で、私の本定例会における一般質問を終了いたします。どうもありがとうございました。

○議長（関田正民君） 以上で、佐竹康彦議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 大 川 元 君

○議長（関田正民君） 次に、20番、大川 元議員を指名いたします。

○20番（大川 元君） すみません、このたび私の不注意にて、けがをしてしまい、特別な配慮で着席にて質問を行わせていただくことになり、ありがとうございます。

議席番号20番、やまとみどりの大川 元です。通告に従いまして、一般質問させていただきます。

1、新型コロナウイルス感染症のワクチンの供給について。

①市は国及び東京都からどのように供給をうけているのか。また、そのワクチンをどのように使用している

のか。

②市に対するこれまでの供給実績を伺う。

③最近の供給状況を伺う。

④今後のワクチンの供給の見通しについて、市としてはどのように考えているのか伺う。

よろしく願いいたします。

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 皆さん、おはようございます。

初めに、新型コロナウイルスワクチンの国及び東京都からの供給についてであります。ワクチンの供給につきましては、おおむね2週間ごとに、東京都を通じて国から供給されることになっております。供給の内容としましては、国から供給されたワクチンについて、東京都が人口や接種率を加味して市に供給しております。

次に、供給されたワクチンの使用についてであります。市では供給されたワクチンにつきまして、集団接種用として、旧みのり福祉園へ、個別接種用として各医療機関へ必要数を配送し使用しております。

次に、ワクチンの供給実績についてであります。市では令和3年4月27日に、初めて975回接種分のワクチン一箱が供給され、令和3年8月末の時点におきまして71箱、約7万9,000回接種分のワクチンが供給されております。

次に、ワクチンの最近の供給状況についてであります。令和3年8月2日に6箱、7,020回接種分、8月18日に2箱、2,340回接種分、8月25日に3箱、3,510回接種分が供給されております。また、8月26日に1箱、1,170回接種分が追加供給されております。

次に、ワクチンの供給の今後の見通しについてであります。令和3年9月から10月初旬までに計26箱、3万420回接種分が、東京都を通じて国から供給される予定となっております。市におきましては、引き続きワクチンの供給見通しに注視しつつ、希望する方へ早期の接種に向けて必要なワクチンの確保に努めてまいります。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○20番（大川 元君） 御答弁ありがとうございました。再質問させていただきます。

国が東大和市に正確なワクチン接種回数、接種実施回数を把握するには、どのようにしているかについてお聞かせください。

○健康課長（志村明子君） 国が東大和市の正確なワクチンの接種実施回数をどのように把握しているかについてでございますが、当市の市民の方にワクチンの接種を実施した、市内外、市内、市外問わず、医療機関などは、接種当日に予診票に貼りつけた接種券のバーコードを、国から貸与されておりますワクチン接種記録システムのタブレットに読み込ませることによって、国のワクチン接種記録システム（VRS）で登録されることとなっております。このことにより、国は当市の市民の接種回数など、接種の実績を把握することができるようになっております。

以上です。

○20番（大川 元君） 今説明いただきまして、どのように把握しているかについて分かりました。ありがとうございます。

ただ、今その説明の上で、ちょっとさらに聞きたいんですけども、国から東大和市へ供給されているワク

チン数については、十分なのかについてお聞かせください。

○健康課長（志村明子君） 8月30日から10月4日までの間の市へのワクチンの配分量が、6箱から21箱に回復したことにより、集団接種は10月中旬までの接種予約の設定が可能となっております。また、個別接種は、10月中旬から下旬においてのワクチンの配送は可能となっております。そのため、計画どおり接種を進めるための量の確保はできたものと考えております。

以上です。

○20番（大川 元君） 十分な量が確保できたものとのことで、分かりました。ただですね、ちょっと私のところに、ちょっと市民の方から相談が来たんですけども、東京都が大規模接種会場を設置したことにより、東大和市のワクチンコールセンターの受付が、一時期ちょっと予約しづらくなったみたいな形で、これについては東京都のほうが、そのとき私が聞いた限りでは、ちょっとこう、ワクチンの供給数を減らしたという事実があったということであったんですけども、それが影響したかについては、ちょっと分からないということだったんですけども、東大和市への影響はどのようなことが考えられたのかについてお聞かせください。

○健康課長（志村明子君） ワクチンの配分に関しましては、国から東京都に配分されたワクチンを東京都全体で割り振り、各区市町村に配分することになります。そのため、東京都の大規模接種会場へのワクチンの配分の影響が、当初、当市におきましても配分量の減少に及んだものと考えられます。

以上です。

○20番（大川 元君） 市の配分量の減少に、一時的に及んだものと考えられますとの御答弁ありました。それですね、その上で市への供給量が減らされた場合の影響として、どのようなことが想定されたかについてお聞かせください。

○健康課長（志村明子君） 市への供給量が減らされた場合の考えられる影響ですけれども、集団接種などにおける予約受け付けの一時中止、また接種の全体スケジュールを見直すなどの検討が必要になったと想定されます。

東京都市長会におきまして、新型コロナウイルス感染急拡大から市民を守るための緊急要望などを行ったこともあり、ワクチンの東京都からの追加の配分が行われることになったというふうに考えております。

以上です。

○20番（大川 元君） 影響は短期間で済んで、その全体のスケジュールに大きな影響がなかったということで、またそうですね、市長会を通じて強く要望を出して、供給量については迅速に回復したとのことでありましたが、東京都が供給量を減らしたことについて、言ってしまうと東大和市の市民の方はですね、その実態知らないわけですね。

その原因が、言ってしまうと東京都が供給量を減らしてきたということが原因であるにも関わらず、私のところに相談があった市民の方は、私が説明したら納得いただけましたけれども、やっぱり担当してるのは東大和市になりますから、東大和市の責任だというふうに誤解をしておりました。その点については、どのように考えるかについてお聞かせください。

○健康課長（志村明子君） 国から供給されるワクチンは、おおむね2週間ごとに東京都を通じて各区市町村に配送されることとなっております。市が接種を希望する市民の皆様に円滑にワクチン接種を行うためには、ワクチンの確保が必要不可欠であります。そのため、今後もワクチンの必要数を明確にし、国及び東京都からワクチンの供給を確実に受けていくことに努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○20番(大川 元君) 本市の場合は、供給が減らされた後にですね、尾崎市長がそのことについて迅速に対応していただきまして、都庁に足を運んでいただいて、その供給量の迅速な回復があったということなんですけれども、そのことにより具体的に、どのぐらい東京都のほうがですね、その供給量を減らすと通知してきて、どのぐらい、予定どおり接種できるようになったので、回復したかについて、ちょっと分かる範囲でいいんでお聞かせください。

○健康課長(志村明子君) 市におきましては、接種予約の状況、ワクチンの供給の見通しなど、東京都と情報連携を図っております。

また先ほどのVRSへの登録により、東京都のほうも、各市町村の接種実績のほう、確認をしております。

そういったようなことから、東京都と情報連携を今後も引き続き図りながら、希望する方が、接種が早期にできるように、引き続き必要なワクチンの確保に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○20番(大川 元君) その東京都のほうも、一生懸命、今このコロナの中で対策を立てられて、その大規模接種会場の設置ということが、言ってしまうと都民から要望があったということで、設置したんだと私も考えておりますので、東京都の責任というわけじゃないんですけども、ただやっぱり予定をですね、その変更するのであったとしたら、やっぱり一方的に市へ供給量を減らすという通知じゃなくてですね、事前に、このぐらい減らそうと考えてるんだけれどもみたいな、そういった相談については、ちょっと東京都からあったかについて、ちょっとお聞かせいただきたいんですが。

○健康課長(志村明子君) 東京都の大規模接種所に、充当するワクチンの量に伴う各区市町村へのワクチンの供給を減らすことについては、事前に東京都からの相談のほうはございませんでした。

以上です。

○20番(大川 元君) そうなりますとですね、予定どおり9月から、スケジュールどおり予約を受け付けられるということではありますが、国や東京都がまた一方的にですね、供給量を減らしてくることがないようにしなければいけないと私は思うんですけども、その点について、市としても現場でワクチン接種やりながら、情報収集するというのは非常に大変だと思うので、できる範囲でいいんですけども、そういうことがないようにしなければいけないと思うんですけども、その点についてお聞かせください。

○健康課長(志村明子君) 現在確定しているワクチンにつきまして、10月中旬までの集団接種の予約、また個別接種につきましても、10月中の配送が可能となっております。その後のワクチンは、第16クールということになりますけども、この16クルールの配送につきましても、調査をするというふうに東京都から聞いております。今後のワクチンの配送数の調査等も含めまして、しっかりと市民の方がワクチンを、接種を受けられるように、東京都と情報の共有をしながら、ワクチンの確保に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○20番(大川 元君) そうしましたら市報で告知したとおり、予定どおり、9月から予約のほうができるということで、市長から迅速な対応があったということで、そういうふうになったんですけども、30代、20代になってきますと、結構その情報に敏感で、すぐツイッターであつたりとか、いろんなところで、不具合があつたらちょっとこう、書き込んだりとか、そういったことがあると思うんですけども、重ねてなんですけれども、その20代、30代の方については、市としてはスケジュールどおり受け付けをして、対応できるという

ことでよろしいでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 市では16歳から44歳の方、20代、30代を含めた年齢の方のワクチンの予約の受け付けを8月26日から開始しております。予約の埋まり状況によりまして設定している枠を、公開のほう順次している状況でございます。予定ですと、対象の方の8割が、ワクチン接種を受けられる枠の確保を、今想定をしておりますので、希望する方が、ワクチン接種を速やかに予約等していただき、受けていただけるように、20代から30代、若い方に対しては、SNS等の情報発信などを通じて、積極的にワクチン接種を受けていただくよう、啓発に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○20番（大川 元君） そうしますとですね、予定どおりできるということで、ありがとうございます。

あと私がちょっともう1点、気になるのは、こういったその何ていうか、感染の大流行みたいなことがですね、以前はちょっと大分前になりますけど、まあ起こりまして、やっぱり100年単位で見ると、また今後も起こる可能性があると思うんですけども、そうなくなっていきますと、今回、東京都も、その対応に一生懸命やってるんですけども、市としても今回の経験を生かして、次また似たような、新型コロナウイルスみたいなものが蔓延したときに、その対応を迅速にやったりであったりとか、今回のように供給量が減らされるということについて、何ていうか事前に把握して、東京都の情報を取るかかっていうことですね、今回のことを、今回だけで終わらせるんじゃないで、次回、同じようなことがあった場合に、情報を蓄積していくということが、私としては非常に重要なことだと思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 今現在、新型コロナウイルス感染症につきましては、ワクチン接種も始め、デルタ株への置き換わりなど状況が刻々と変化しております。そのような中で、市も、東京都も、国も、それぞれの役割を果たしながら、対応しているところでございますけれども、このコロナの問題が収束したときにはですね、これまでの市の行った業務や、また蓄積等をまとめながら、今後の対応に生かしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（関田正民君） ここで5分間休憩いたします。

午前10時 3分 休憩

午前10時 7分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○20番（大川 元君） 情報の蓄積が重要だと私が考えるのはですね、何ていうか、法律的にはですね、国と東京都と東大和市は横並びの関係であって、そのワクチンについては、国が東京都に配分して、東京都が市に配分するという枠組みはあるんですけども、その対等だというふうに考えるのであれば、情報を蓄積していったですね、また同じようなことがあったときに、逆に市からですね、東京都や国に、このぐらいワクチンが必要だから回してくれということで、市が主体になって市民の命を守るということで動くこともできるんじゃないかなと、私のほうは考えております。その点については、いかがでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 新型コロナウイルス感染症対策につきましては、それぞれ法律に基づいて、国、東京都、区市町村の役割が定められております。ワクチン接種につきましては、それらの法律、通知によって市が実施主体となっております。ワクチン接種におきますワクチンの確保につきましては、国がワクチンのほう、

供給を各都道府県に分配し、それに基づいて、各都道府県が各市町村に分配するというような仕組みになってございます。地域ごとにいろいろな様々な状況もあり、年代や人口、小規模なところ、大規模なところとあります。そういった各区市町村の地域の実情に応じた中でのワクチンの供給などについて、今後もそうですけれども、次回を含めて、そのワクチンの供給等については、意見をまとめておくというような、今回のワクチンの供給についても、振り返りをしたいというふうに考えておりますけれども、まずは今現在、行っておりますワクチン接種を着実に進めるために、東京都からワクチン確保、安定的に供給を受け、進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○20番（大川 元君） 御答弁、ありがとうございました。私も東大和市はですね、供給量もしっかり確保して、東京都からそういった話があったときも、迅速に対応したと思って評価しております。引き続き、市民の期待に応えるという意味もありまして、やっぱり人の命に関わる話になりますので、ワクチンにつきましては、今回の経験をきちんと生かして、これからも市民の期待に応えて、今回のことはやっぱり市民の方が誤解するというので、東大和市に責任がないのにもかかわらず、東大和市が原因であるというふうにちょっと誤解をされてましたので、その点については、きちんと今回質問することによって分かりました。

ですので、引き続き市民の期待に応えて、市民の命を守れるように、市のほうには御尽力いただきまして、それを要望いたしまして、私の今議会の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（関田正民君） 以上で、大川 元議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 荒 幡 伸 一 君

○議長（関田正民君） 次に、16番、荒幡伸一議員を指名いたします。

[16番 荒幡伸一君 登壇]

○16番（荒幡伸一君） おはようございます。

議席番号16番、公明党の荒幡伸一でございます。通告に従いまして、令和3年第3回定例会における一般質問を行わせていただきます。

今回、私は大きく3点にわたりまして質問させていただきます。

まず1点目は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等のレガシーを残すための施策についてであります。

東京オリンピックは8月8日に閉幕いたしました。新型コロナウイルス感染拡大の影響による1年延期に加え、開幕前には東京都に緊急事態宣言が発令され、ほとんどの競技が無観客の会場で行われるなど、異例づくめの大会となりました。出場した選手の多くにとって、心身ともにコンディション調整は困難を極めたに違いありません。

しかし、鍛え抜かれたアスリートが躍動する姿は、見る者を魅了し、数々の新記録も誕生しました。コロナ禍の世界に、希望と感動を届けてくれた約1万1,000人の選手全員に拍手を送りたい。開催国の日本は、金27、銀14、銅17の計58個のメダルを獲得し、総数と金メダルの数はともに過去最多となりました。まさに快挙であります。

また、大きな混乱もなく、史上最多の33競技、339種目で熱戦が開催されました。ボランティアをはじめ、大会を支えてくれた関係者に感謝を申し上げます。多様性と調和を理念の一つに掲げた東京オリンピックでは、

難民選手団や性的少数者、LGBTであることを明かした選手の参加が注目を集めました。今後のオリンピックでも、この理念を継続してほしいと願います。

一方で、開幕前には中止や再延期、縮小開催などを求める声もありました。しかし、開会式中継したテレビ番組の視聴率が56.4%を関東地区で記録、過去最高であった1964年、東京大会の61.2%に迫りました。さらに閉幕に合わせて行われた報道各社の世論調査では、開催してよかったとの回答がJNNで61%、朝日新聞で56%に上り、多くの国民がオリンピック開催を肯定的に受け止めたようであります。

今大会で特に注目されたのは、新種目として演技が行われたスケートボードではないかと思います。これまでに抱かれたイメージでは、危ない、うるさい、怖いなど、あまり好印象ではなかったように思いますが、この東京オリンピックで変わったのではないのでしょうか。演技が成功すれば、他の選手たちも拍手を送り、失敗すれば我が事のように悔しがらる姿には大きな感動が生まれました。今後は、当市においても競技人口が大きく増えることが予想されます。

そこで、以下、伺います。

①といたしまして、スケートボードパークの設置について。

ア、スポーツ競技としての市の認識について。

イ、近隣他自治体の取り組みや効果について伺います。

次に、今回の東京オリンピック・パラリンピック開催前の公式イベントの1つとして、コンピューターゲームを使ったeスポーツの競技大会、オリンピック・バーチャルシリーズ(OVS)が開催されました。eスポーツは、年齢や性別、国籍、障害等の壁を越えて、誰もが参加することができる共生社会や、ダイバーシティ社会の実現に大きく寄与する存在であるとともに、オンラインを活用したイベント開催や、非対面型の交流等、コロナ禍においても、企業活動や地域活性化を積極的に行うことのできる取組でもありと考えます。

そこで、以下、伺います。

②といたしまして、eスポーツの可能性について。

ア、インターネットを通じてゲームの対戦を楽しめる「eスポーツカフェ」や、プロ選手の指導を受けられる「eスポーツジム」への取り組みや効果について。

イ、eスポーツの競技としての市の認識について。

ウ、障がい者向けのeスポーツ事業について。

③といたしまして、カヌー等による冬場の市民プールの活用について。

ア、これまでの検討状況と市民プールのあり方について。

④といたしまして、東大和市から未来のオリンピック・パラリンピック選手を輩出する取り組みや考えについて伺います。

次に、2点目といたしまして、コロナ禍での小中学校の対策についてであります。

シトラスリボンプロジェクトは、誰もが新型コロナウイルス感染症に感染するリスクがある中、たとえ感染しても地域の中で笑顔の暮らしを取り戻せることの大切さを伝え、感染された方や医療従事者が、それぞれの暮らしの場所で、「ただいま」「おかえり」と受け入れられる雰囲気をつくり、思いやりがある暮らしやすい社会を目指すプロジェクトです。シトラスリボンのそれぞれの輪は、地域、家庭、職場、または学校を表現しています。全国や東京都でもその輪は広がりつつあります。当市でも、シトラスリボンプロジェクトに賛同することを望みます。

現在の新型コロナウイルス感染症の感染拡大においては、特に感染力の強い変異株の割合が増えており、どこにいても、誰にでも感染する可能性が従来よりも高くなっていることを踏まえ、この未曾有の難局を乗り越えるためには、思いやりの輪を広げるシトラスリボンプロジェクトは、教育現場においても非常に大切な視点であると考えます。

そこで、以下、伺いたいします。

①といたしまして、愛媛の有志がつくった「ただいま」「おかえり」の気持ちを表す活動のシトラスリボンプロジェクトは、コロナ禍で生まれる差別や偏見を防ぐことができると考えられるため、学校現場でも実施するべきと考えますが、市の見解は。

②といたしまして、コロナ禍でマスクの着用が習慣化していますが、マスクが苦手な児童及び生徒への対応について伺います。

最後に、3点目といたしまして補助金制度についてであります。

全国の自治体では、地域防災力強化のために様々な取組が行われています。近年、防災士は、地域防災力強化に貢献すると注目を集めており、自治体による地域防災力向上の取組の一つとして、住民の皆様には防災士の資格取得を奨励し、助成金を交付する自治体が多く見られるようになり、その数は増加の傾向を示しています。近隣市では、立川市や武蔵村山市でも、個人や自主防災組織への助成を行っております。

そこで、以下、伺いたいします。

①といたしまして、補助金制度を創設する際の基準等はどのようなものか。

②といたしまして、防災士等、地域への貢献になる資格に対しては、補助金の対象にするべきだと考えますが、市の見解を伺います。

次に、聴力は非常に重要なコミュニケーションツールですが、年齢とともに難聴者の割合は増加傾向にあります。乳幼児期の難聴は、言語獲得に大きな影響を与え、高齢者は孤立、抑鬱、認知機能低下に影響を及ぼすと言われております。最近では、難聴と認知症との関連性も指摘されており、難聴を予防することで、認知症を回避できる可能性も報告されております。

そこで、③といたしまして、補聴器購入の補助金の対象にならない市民へも、補助金の対象にするべきだと考えますが、市の見解を伺います。

この場での質問は以上とし、再質問につきましては御答弁も踏まえまして、自席にて行わせていただきます。よろしく伺いたいします。

[16番 荒幡伸一君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長(尾崎保夫君) 初めに、スケートボードパークの設置についてであります。スケートボードにつきましては、東京2020オリンピック競技大会で新たに採用された競技で、その技の難易度やスピードなどが魅力であると認識しております。また、一部の近隣自治体におきましては、スケートボード競技は、世代間交流や、居場所づくりに一定の効果があるとして、スケートボードの滑走ができる施設を整備していると聞いております。

次に、eスポーツの取組及び効果、並びに市の認識についてであります。年齢や性別にとらわれず、誰でも手軽に楽しめるeスポーツは、電子機器の普及や通信技術の高まりとともに競技人口が増加しており、近年、首都圏を中心に、「eスポーツカフェ」や、「eスポーツジム」の開業が相次いでおります。現在、市ではeスポーツに関する具体的な取組は行っておりませんが、共生社会の実現などの社会的意義を踏まえながら、今

後、情報収集に努めてまいりたいと考えております。

次に、障害者向けのeスポーツ事業についてであります。障害のある方がeスポーツに取り組むことによりまして、新たなコミュニティーへの参画の促進、個性や能力の発揮につながる可能性があるものと考えております。

次に、カヌー等による冬場の市民プールの活用についてであります。オフシーズンにおける市民プールの活用につきましては、これまでも他の自治体等の状況について情報収集を行うとともに、指定管理者と情報を共有してきたところであります。活用に当たりましては、施設の管理運営上、様々な課題がありますことから、引き続き研究してまいりたいと考えております。

次に、市民プールの在り方についてであります。市民プールは建築から30年以上、年月が経過し、老朽化が進んでおりますことから、将来の施設の在り方を検討していく中で、適切に管理していく必要があると認識しております。

次に、東大和市からオリンピック・パラリンピック選手を輩出する取組等についてであります。現在、オリンピック・パラリンピック選手を輩出するための具体的な取組はございませんが、当市ゆかりの選手が大きな舞台で活躍する姿は、次代を担う子供たちに夢と感動を与えてくれるものと考えております。市といたしましては、今後も東大和市生涯学習・生涯スポーツ推進計画に掲げられた各種施策を着実に進めることで、スポーツをする市民の活躍につなげてまいりたいと考えております。

次に、コロナ禍での小・中学校の対策についてであります。シトラスリボンプロジェクトにつきましては、現時点で学校現場での実施を検討しておりませんが、引き続き新型コロナウイルス感染症に対する不安から、陥りやすい差別や偏見の防止に取り組んでまいりたいと考えております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、マスクが苦手な児童・生徒への対応についてであります。新型コロナウイルス感染症の感染予防対策として、教育活動において児童・生徒及び教職員の身体的距離が十分とれない場合には、マスクを着用することを求めています。マスクを着用することが困難な児童・生徒につきましては、感染症対策を講じた上で、当該児童・生徒の状況に応じた適切な対応に努めてまいります。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、補助金制度を創設する際の基準等についてであります。地方自治法上では、公益上、必要がある場合においては補助をすることができるものとされております。当市においては、具体的な基準は作成していませんが、補助金制度を創設する際には、その目的や効果などのほか、財源についても確認し、厳しい財政状況を踏まえながら検討する必要があると考えております。

次に、防災士などの資格取得に対する補助についてであります。地域に貢献できる活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技能を取得したことを認証する資格があることは認識しております。資格取得に係る補助制度につきましては、公益性や、事業実施の妥当性、財政状況などの観点も踏まえ、研究してまいりたいと考えております。

次に、補聴器の購入に係る補助金についてであります。難聴により身体障害者手帳の交付を受けている方につきましては、障害者総合支援法に基づき補聴器の給付を受けることができます。また、補聴器の給付の対象とならない中等度の難聴の方のうち、18歳未満の児童につきましては、公益上の必要性が認められることから、市が補聴器の購入費用の一部を補助しております。なお、現在行っている補助事業以外の補助制度につき

ましては、公益性や事業実施の妥当性、財政状況などの観点を踏まえ、研究してまいります。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長（真如昌美君） 初めに、コロナ禍での小・中学校の対策についてであります。学校では日頃より、新型コロナウイルス感染症に係るいじめや偏見、差別が生じないよう、学校だよりや学校ホームページ、校長、副校長を通じて児童・生徒への指導や保護者への啓発を行っております。シトラスリボンプロジェクトの学校現場での実施につきましては、現時点では検討しておりませんが、校長会等を通じて周知をしてみたいと考えております。

次に、マスクが苦手な児童・生徒への対応についてであります。東大和市立小・中学校版感染症予防ガイドラインでは、感染予防対策として十分な身体的距離が確保できるよう、その場合は熱中症予防、それから体育の授業を除き、児童・生徒及び教職員にマスクを着用することを求めています。常時マスクを着用することが困難な児童・生徒につきましては、各学校において保護者と相談の上、当該児童・生徒の実態を踏まえ、個別に対応してまいります。

以上です。

○16番（荒幡伸一君） 御答弁ありがとうございました。それでは順次、再質問をさせていただきます。

最初に、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等のレガシーを残すための施策についてでございますが、本年開催されました東京2020オリンピック競技大会では、スケートボード男子ストリートの堀米選手がメダルを皮切りに、5人がメダルを受賞し、人々を感動の渦に巻き込んだことは記憶に新しく、コロナ禍という厳しい状況下での開催でありましたが、本当にやってよかった、感動したオリンピックだったというふうに思います。また、世界からも称賛の声が寄せられております。開催に向けて御尽力いただきました関係者の皆様に、改めて敬意を表する次第でございます。

さて、今回の一般質問では、特にスケートボードが東京2020オリンピック競技大会で新たに採用されたということもあり、スケートボードを取り上げさせていただいたわけでございますけれども、市民の方からは、スケートボードに関し、市内で滑走できる場所がない、滑走するためには他市に出向いていく必要があるといった声が寄せられているところでございます。

そこで、お伺いいたしますが、他自治体にはスケートボードが滑走できる施設等の整備がなされているようですが、当市における整備計画等があればお聞かせいただけますでしょうか。

○社会教育課長（高田匡章君） スケートボードが滑走できる施設につきましては、これまでも市民の皆様から要望等ですね、寄せられているところではございますけれども、当市におきましては、既存の体育施設等の老朽化対策、こちらがですね、重要であると考えているところであります。

また、スケートボードが滑走できる施設の整備につきましては、用地の確保に加え、滑走する際に発生する音が及ぼす影響等も十分にですね、考慮する必要がありますことから、現在、市においては、スケートボードが滑走できる施設を整備する計画はございません。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） スケートボードが滑走できる施設を整備する計画はないというようなことではございますが、そうしますと、道路で滑走するのは危険だというふうに思いますので、市内でスケートボードが滑走できるような公園などはありますでしょうか。また、公園で実施する場合の注意点などがあればお聞かせいた

だけですでしょうか。

○環境部長（松本幹男君） 市内の公園施設等でスケートボードが滑走できる場所は、現在ございません。また、スケートボードをですね、利用する際の注意点ということでございますが、既存公園の周辺には民家が多く存在してございますので、周辺住民の方に御理解を得ることがですね、必要になってくるものと考えております。以上です。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。当市においては、このスケートボードを滑走できる公園はないと。また、施設の整備計画等もないということでございますが、今般の東京2020大会を受けて、今後、競技人口が増えることが予想されるわけでございます。

スケートボードが滑走できる施設等の整備につきましては、これまでも要望等がある中で、私といたしましては、ぜひともこのスケートボードが滑走できる施設等について、整備をお願いしたいというふうに思うわけでございますけども、近隣自治体における整備状況など、把握されてることがありましたら、教えていただけますでしょうか。

○社会教育課長（高田匡章君） 近隣自治体におけるですね、スケートボードが滑走できる施設等の整備状況についてでございますけども、まず立川市にはですね、たちかわ中央公園スケートパークがございます。

また、西東京市にはですね、西東京いこいの森公園の中に、スケート広場があるということでございます。いずれの施設もですね、競技用の障害物が設置されているということで伺っているところであります。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。立川市にございます、たちかわ中央公園スケートパークは、道路からもよく拝見でき、私自身も目にする機会が多いわけでございますけども、立川市の場合、利用に当たり登録は必要であります。時間内であれば自由に滑走することができ、皆さんルールをきちんと守りながら、特に若い方たちの集える場として親しまれているようであります。また、これまでできなかった技ができるようになった、思うように技が成功しなかったなど、互いを認め合い、多様性を受け入れる社会、さらには青少年の健全育成にも大きく貢献しているものというふうに思われます。

今回のこの質問につきましては、ぜひとも、この整備をしていただきたいということを要望いたしまして、次の質問に入らせていただきます。

次に、②eスポーツの可能性について伺いますが、近年、eスポーツの競技人口が増加しており、一部の方にはなじみがないeスポーツかもしれませんが、2020年のeスポーツの市場規模は、67億円とも言われております。世界を見ればeスポーツカフェが普及し、各地で大会が開かれるなど、ゲームの域を超えてスター選手が登場するなどして、eスポーツが盛んに行われてる国もあるようでございます。国内でも、eスポーツのカフェやジムが首都圏を中心として開業しており、2019年に茨城県で開催された第74回国民体育大会では、文化プログラムとしてeスポーツの選手権が開かれ、eスポーツが地方創生の一助として期待され、大きな注目となりました。このようにeスポーツは様々な可能性を秘め、自治体の魅力を高めるという意味でも、非常に効果的であるというふうに思います。

そこで、お伺いいたしますが、eスポーツに関し、市を挙げて各種施策を講じていくことは、今後、この東大和市における競技人口の増加に期待が持てるとともに、東大和市がeスポーツの聖地というふうになれば、多くの方が東大和市を訪れることになり、交流人口の拡大にもつながるというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○社会教育課長（高田匡章君） eスポーツの可能性ということでございますけども、市長答弁にもございましたとおり、eスポーツにつきましては、共生社会の実現といった社会的意義の観点において、様々ですね、期待が持てるというふうに考えているところであります。

今ですね、議員のほうからは、国内外の動きをはじめ、茨城県で開催されました第74回国民体育大会、そして東大和市をeスポーツの聖地とすることなど、様々ですね、御提案を含め事例をお伺いしたところでございますけども、eスポーツを取り巻く事業の展開につきましては、一つの自治体のみならず、IT業界であったり、関係企業等との連携が必要であるというふうに考えているところであります。

これまで体を実際に動かして行う、リアルスポーツを主軸に捉えてきた本市におきましては、今後、情報収集等を行う中で、市としてどのようなことができるのかなどですね、もう少し時間をかけて整理をしていく必要があるというふうに認識をしているところであります。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。とにかく、非常に難しい話をしてるということは重々承知をしております。しかし、これからの時代、とても大事な観点であるというふうに思いますので、ぜひとも前向きに検討していただきますよう、よろしく願いをいたします。

続きまして、障害者向けのeスポーツ事業についてであります。全国的に見ればeスポーツに取り組んでいる障害者関係の団体もあるようです。

先ほど市長のほうからは、共生社会の実現ということでも、御答弁をいただいたところではございますが、障害者施策において、このeスポーツがもたらす効果はどのようなことがあると考えるか。また、障害者向けのeスポーツを推進する上で、課題等があれば、合わせてお聞かせいただけますでしょうか。

○障害福祉課長（大法 努君） 障害者施策において、eスポーツがもたらす効果についてでございますが、ゲームという活動を通じて新たな出会いが生まれることで、これまで以上の社会とのつながりができることも考えられ、共生社会実現の一助になるものと認識をしております。

また、課題につきましては、障害の状態によっては、既存のゲームコントローラーや、パソコンのキーボードが使用できないという方もいらっしゃるということが考えられますことから、スポーツを気軽に楽しめるよう、障害の状態に応じた機器の改造も、今後のeスポーツの推進に当たり、一つの課題であると認識をしております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

eスポーツにつきましては、今回初めてこの一般質問で取り上げさせていただきました。eスポーツを取り巻く環境につきましては、スポーツという表現をすることや、スポーツという言葉の持つ意味などから、賛否両論、様々な考え方があろうかというふうには思いますが、これまでの固定概念に捕らわれず、ぜひとも時代を先取りしていただき、eスポーツが持つ新たな可能性について、情報収集などから始めていただけたらというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

これでeスポーツについては終わりにしたいと思います。

次に、③冬場などのオフシーズンにおける市民プールの活用についてであります。オフシーズンの市民プールの活用につきましては、市民プールの稼働日数が年間で約50日間ということもあり、過去の一般質問でも取り上げさせていただいたところでございますが、市民プールのオフシーズンの活用にあたっては、課題があるとのことですが、改めて課題等をお聞かせいただけますでしょうか。

○社会教育課長（高田匡章君） 市民プールにつきましては、夏季の期間において、市民の利用者の皆様にですね、また安心して御利用いただけるよう、日頃から管理を徹底する必要がございます。活用方法にもよりますが、例えばですね、流れるプールでカヌーを行った場合には、施設の老朽化に加え、衝突による壁面の塗装の剥がれ、それから吸い込み口の保護柵の損傷のおそれなどですね、夏季の期間における安全が十分に確保できない、保障できないといった課題がございます。

合わせまして、プールをですね、適切に管理するための清掃、それから人員の配置など、新たな費用の発生ということも考えられます。なお、オフシーズンの活用ではございませんけども、現指定管理者からですね、夏季の期間において、通常のプールの開設時間のほかに、ナイトプール、夜の時間帯ですね——のプールを実施する旨の御提案をいただいていた経過もございます。しかしながらですね、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、令和2年度と令和3年度、市民プールを閉場しておりますので、これらの提案は実現には至っておりませんが、市民プールの活用に向けた一つの方策であるというふうに認識をしているところであります。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

当市の市民プールは屋外ということもありまして、年間稼働日数が短く限られております。そういうようなこともあり、これまでも幾度となく、その活用について一般質問等で取り上げさせていただいてきたところでございます。市民プールは開設から30年以上の年月が経過し、老朽化も進んでいるとのことであります。特に屋外プールは天候に左右され、屋内プールに比べると稼働日数が格段に少なく、また日陰対策等も非常に限られている現状の中で、最近の異常気象を考えると、そろそろ市民プールの在り方について、検討の時期に差しかかっているものというふうに考えます。

今後につきましては、オフシーズンを含めた既存の屋外プールの有効活用と合わせて、通年で利用できる屋内プールについて、検討いただけたらというふうに考えますけども、いかがでしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） 市民プールにつきましては、オフシーズンの活用や、屋内プールの整備につきまして、これまでの一般質問におきましても、様々な御意見や御要望などいただいているところでございますけども、更新には多額の費用を要しますことから、将来の公共施設の在り方の検討と合わせまして、考えていく必要があるものと認識をしているところであります。

自治体によりましては、市民プールを複数整備をし、老朽化などが進んだプールを閉鎖し、状態のよいプールで運営を続けるといった自治体があることを、把握しているところでございますけども、当市におきましては、市民プールが屋外施設1か所でありまして、代替や振替といった運用はできませんので、まずはですね、既存の市民プール、屋外の市民プールについて、適切な管理、運営に努めていく必要があると、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

市民プールを閉鎖することはできませんので、有効な活用方法を引き続き考えていただきたいというふうに思います。私も考えていきたいと思えます。

それでは、次の④の選手を輩出する取組に移りますが、スポーツで活躍する市民を支援し、応援するための取組は、既にスポーツに取り組んでいる市民等のみならず、これからスポーツ等を始めようとする、市民の皆

様の大きな励みになるものというふうに考えられます。

現在、市ではオリンピック・パラリンピック選手を輩出するための具体的な取組はないということでしたが、東大和市にゆかりのある選手の活躍を広くたたえ、各種スポーツ大会等で活躍し、好成績を収めた選手などをねぎらうといったことも、オリンピック・パラリンピック選手の輩出に、貢献することになるものというふうに考えますが、市の考えをお聞かせください。

○社会教育部長（小俣 学君） 各種スポーツ大会等で活躍をされ、好成績を収めた選手などの活躍を市としてたたえることについてでございますけども、市では令和2年度から各種スポーツ大会において優秀な成績を収めた市民等に対しまして、市政功労者表彰といたしまして、表彰状等の贈呈を行っているところでございまして、令和2年度におきましては、国際大会や全国大会等に出場をされました選手7人について、表彰を行ったところでございます。

今後につきましても、次世代を担う子供たちの励みとなるよう、スポーツ大会等で優秀な成績を収められました市民の皆様を、表彰してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（関田正民君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時42分 休憩

午前10時50分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○16番（荒幡伸一君） 様々な御答弁、ありがとうございました。今回の一般質問につきましては、今現在も熱戦が繰り広げられております選手の活躍に日々感動し、勇気や元気をいただいております。東京2020大会が、地元東京で開かれたということもあり、オリンピック・パラリンピックのレガシーを残すための施策について、取り上げさせていただきました。小中学生の試合観戦や、パブリックビューイングもかなわず、テレビ観戦が余儀なくされた大会ではありますが、何かレガシーを残すことができないかと思っております。

例えば、この野球の菊池選手や、ゴールボールの川嶋選手など、東大和市にゆかりのある選手が活躍しているわけですので、名誉市民や、東大和市親善大使になっていただくのも、一つのレガシーかというふうに思いますので、御検討いただければと思います。よろしく願いをいたします。

では、次の2、コロナ禍での小学校の対策に移りますが、①シトラスリボンプロジェクトに関してでございます。実際の教育現場において、新型コロナウイルス感染症に関わるいじめや偏見、差別が生じていないのか。把握している事象などがございましたら、教えていただけますでしょうか。

○学校教育部副参事（富田和己君） 新型コロナウイルス感染症に係るいじめや偏見、差別についてでございますが、現時点で学校から、それらについてが見られたという報告は受けておりません。

以上です。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。安心をいたしました。

このシトラスリボンプロジェクトに関しましては、学校長等を通じて周知をしてくださるということでございますので、よろしく願いをしたいと思います。

他自治体での小・中学校では、このシトラスリボンプロジェクトについて、道徳で自由研究をして、研究発表して学んでいる学校や、学級もあるようでございます。そのような取組も有効だというふうに考えますが、

その点についていかがでしょうか。

○学校教育部副参事（富田和己君） このシトラスリボンプロジェクトの差別をしないという考えは、人権教育にも資するものでありますので、児童・生徒の実態に応じて、道徳の授業においても取り上げることができるものと認識しております。

以上です。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。ぜひ、よろしく願いをいたします。

次に、②のマスクの着用についてに移りますけども、先ほどの教育長の御答弁では、各学校において保護者と相談の上、当該児童・生徒の実態を踏まえ、個別に対応するとのことでした。マスクが苦手な理由はそれぞれだというふうに思いますが、具体的にどのような対応をいただいているのか、教えていただけますでしょうか。

○学校教育部副参事（富田和己君） マスクが苦手な児童・生徒への対応についてでございますが、学校では、保護者の方と相談した上で、ハンカチ等で口や鼻を覆う、身体的な距離を保つなど、マスクの着用に代わる飛沫防止の工夫を行っているとのこと。また、マスクをしていないことによる、いじめや偏見、差別が生じないように、生活指導上の配慮も行っていると聞いております。

以上です。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。承知いたしました。

中学校3年生の生徒が所長を務めております感覚過敏研究所で作成をしている、なぜマスクがつけられないのかが記載されている意思表示カードや、感覚過敏を知らせる缶バッジなどを使用している学校もあるようですが、当市でも使用することによって、一定の効果があるというふうに思いますが、その点についていかがでしょうか。

○学校教育部副参事（富田和己君） マスクがつけられない方のための意思表示カードや、缶バッジ等の使用についてでございますが、使用については、保護者の方と学校のほうで相談した上、当該児童・生徒の実態に応じて進めていくことができるものであると認識しております。

以上です。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。ぜひ、前向きによろしくお願いいたします。

このコロナ禍で多くの我慢を強いられている児童・生徒に、これ以上、嫌な思いをさせることがないように、よろしくお願いいたしますと思います。

以上で、この項目は終了させていただきます。

次に、3、補助金制度についてでございますけども、1の補助金制度を創設する際の基準等については、具体的な基準はないということでしたので理解をいたしました。

次の②防災士などの地域への貢献になる資格に対する補助についてでございますが、ここでは防災士を例に何点が質問させていただきます。

先日ある自治会で、自治会活動の役に立つのではと、防災士の資格を取得した女性の方がいらっしゃいました。その方から、こうした資格を取るための補助はあるのかというふうに聞かれたわけでございますけども、防災士はNPO法人日本防災士機構が認証する資格で、資格取得者は、防災、減災に関する知識や技術を持ち、防災の担い手として期待がされております。令和3年7月末現在で、約21万3,000人の方が認証されており、社会的認知度も上がっている資格でございます。防災士の資格取得に対する補助は、地域の防災リーダーを育

成する観点からも意義があるというふうに思いますが、どのようにお考えなのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 防災士の資格取得者ですね、地域の防災リーダーの担い手として、期待されることは承知してるところでございます。ただ、防災士は民間資格でございまして、防災士の資格取得により、特定の権利が得られることも、逆に行動が義務づけられるといったこともございませぬ。このような資格に係る補助につきましてははですね、近隣市などの動向を注視しつつ、引き続き研究に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。

多摩地域で補助をしている例について教えていただきたいのと、補助の内容はどのようなものなのか、合わせて教えていただけますでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 確認した限りではですね、今3市が防災士の育成に関わる補助をしているところでございます。いずれもですね、個人の受講者に対してではなく、市民の自主防災組織を対象にしてございます。内容につきましては、例えば立川市の例で申し上げますが、各年度、先着4名まで、1組織につき各年度2名までの範囲で補助するものでございます。補助内容につきましては、講座の受講料、それから資格取得受験料、防災士登録料など、資格取得に関わる費用が出るとのことでございます。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。防災活動のような地域に貢献する活動は、今後ますます重要になってくるというふうに思います。資格の取得は、学習する上でのモチベーションの継続にもなりますし、資格保有者が増えれば、それだけ地域防災力の向上に寄与するものではないかというふうに思います。他市の例のように個人に対する補助ではなく、まずはこの自主防災組織に対して、補助する仕組みの検討はできないのか、お伺いをいたします。

○総務部参事（東 栄一君） 現在のところですね、自治会や自主防災組織に対しまして、東京都主催の防災市民組織リーダー研修会を御案内してるところでございます。内容は、大規模地震後における災害対応の流れや、多様な被災者の配慮、避難生活における課題と留意事項、災害対応上のリーダーの役割などですね、幅広い内容を学んでいただいております。当面はこれを継続し、補助制度につきましては引き続き情報収集に努め、研究してまいりたいと考えたところでございます。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。お考えはよく分かりました。

今回は防災士を例に質問させていただきましたが、地域に貢献する活動に関連する資格はほかにもあるというふうに思います。そうした資格も含めて、資格取得を支援する補助制度について、御検討をお願いできればというふうに思います。

次に、③補聴器購入の補助金の対象にならない市民に対する補助についてであります。障害者総合支援法の給付の対象にならない中等度の難聴の方のうち、18歳未満の児童に対して一部補助をしているということでございますが、この制度について少し教えていただけますでしょうか。

○障害福祉課長（大法 努君） 対象は、両耳の聴力レベルがおおむね30デシベル以上であり、かつ、身体障害者手帳の交付対象とならない聴力レベルである18歳未満の方となります。助成金の額は、対象児童が新たに補

聴器を購入する経費、または耐用年数経過後に補聴器を更新する経費と、基準価格等を比較して少ないほうの額の100分の90に相当する額となります。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

先ほどの市長の御答弁では、公益性の必要が認められる場合には、補助の対象とするとのことでした。御説明のあった18歳未満の児童への補助は、障害者総合支援法の給付対象者の方への補助ということですが、どのような点に公益性を認めているのか、教えていただけますでしょうか。

○障害福祉課長（大法 努君） この事業は、東京都の助成、補助金を財源とした市の補助事業でございます。補聴器の使用による言語の習得及び生活能力、コミュニケーション能力等の向上を支援するものでございまして、学齢期の児童・生徒の学習する権利が難聴によって奪われないよう、中等度レベルであつても補助対象としたものであり、学齢期における学習の重要度を考慮して、この規制を認めたものでございます。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

学齢期におけるこの補聴器の必要性というのは分かりました。しかし、難聴は、この加齢性によるものも多いというふうに思われます。このような加齢性難聴の方は、どの程度いらっしゃるのか、お分かりになりましたら教えていただけますでしょうか。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 市といたしまして、加齢性の難聴の方、これを把握する統計的な数字は持ち合わせておりません。

なおですね、一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会の資料によりますと、65歳から74歳の前期高齢者につきましては、およそ3人に1人、75歳以上の後期高齢者になりますと、約半数が難聴に悩んでいるということでございます。

以上であります。

○16番（荒幡伸一君） かなり多くの方が難聴に悩まれているというふうに思います。例えば、この75歳以上の方に、補聴器の購入を補助するというような考えはございませんでしょうか。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 加齢性難聴の割合につきましては、先ほど御説明した内容のとおりとすればですね、75歳以上の後期高齢者の数は約1万2,000人でございますので、その半数である約6,000の方が難聴であるということになります。補聴器というものは、高額な機器でございまして、数万円から、商品によっては20万円を超過するものまでございます。事業規模は相当大きなものとなり、市の財政事情を考慮いたしますと、導入は困難であると認識しております。

以上であります。

○16番（荒幡伸一君） 確かに全員に補助すれば、この事業規模は大きくなります。しかし、補聴器は認知症の重度化も抑制するなど、普及する意義は大きいというふうに思われます。例えば非課税世帯に補助するなど、一定の要件で絞り込めばですね、可能ではないかというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 非課税世帯の75歳以上の高齢者は、推計で約4,000人というふうに見込んでおります。このため難聴に悩む方は約2,000人ということになります。補聴器の単価を考えますと、事業の財政規模は依然として大きいものというふうに認識しております。

なおですね、補聴器は精密な医療機器でございまして、細かい調整も必要でございます。購入に際しまして専門の医師に診てもらうとともに、販売店での調整も、一般的には5回程度は必要というふうに言われており

ます。

このような手間からですね、調整を怠りまして、不快感から使用しなくなるケースというものが相当程度あるというふうに言われております。このためですね、仮に購入に財政援助をいたしましても、行政効果というものが十分発揮できないという課題があるというふうに認識しております。

以上であります。

○16番（荒幡伸一君） 確かに補聴器は精密機器で、調整が必要なものでございます。慣れるまでは、手間を感じることもあろうかというふうに思います。

なお、途中で使用しなくなるおそれがあるとのことですが、既に装着している人ならば、調整を要することは理解をしているというので、使用しなくなるリスクというのは少なくなるというふうに思われます。そこで、この買換えにおける補助制度などは、お考えはどのようなことでしょうか。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 買換えのみの補助ということでございますけれども、この場合にはですね、新規に購入する方との間での支援が不公平となります。またですね、継続使用者だけに補助するというところでございますので、聞こえが悪くなり始めた人は支援の対象外になるということになります。

例えばですね、認知症の重度化の抑制、これを目的とした場合には、どの程度の事業効果があるのかについては慎重に検討しなければならないと、このように認識しております。

以上であります。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。様々お伺いをさせていただきましたけれども、なかなか難しいということは理解をさせていただきました。

補聴器は高価で、この買換えができず困っておられる方も多くいらっしゃいます。そのようなお声を多く聞くわけでございますので、ぜひ前向きに検討していただくことを要望させていただきます。今定例会での一般質問は終了させていただきます。

ありがとうございました。

○議長（関田正民君） 以上で、荒幡伸一議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 上 林 真 佐 恵 君

○議長（関田正民君） 次に、7番、上林真佐恵議員を指名いたします。

〔7番 上林真佐恵君 登壇〕

○7番（上林真佐恵君） 議席番号7番、上林真佐恵です。通告に従いまして、一般質問を行います。

1、公立保育園について。

①児童福祉法第24条に明記された市町村の保育実施責任を直接果たすための施設である公立保育園の意義・役割について、市の認識は。

②保育を受ける権利を保障するため、今後も維持・拡充していく必要があると考えるが、市の認識は。

③財源について。

④市立狭山保育園の廃園について、市の検討状況は。

⑤今後の課題について。

2、小中学校への少人数学級推進と統廃合について。

①少人数学級のさらなる推進の必要性について、市の認識は。

②進捗と今後の課題について。

③学校統廃合の計画の進捗と今後の課題について。

3、高齢者世帯や低所得者世帯等への熱中症対策のためのエアコン補助について。

①必要性についての市の認識は。

②他市の状況について。

③現状と今後の課題について。

4、子どもの弱視について。

①未就学児の弱視の早期発見、治療の必要性について、市の認識は。

②現状と今後の課題について。

壇上での質問は以上としまして、再質問につきましては自席にて行います。よろしくお願いたします。

〔7 番 上林真佐恵君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、公立保育園の役割についてであります。児童福祉法では児童が保育を必要とする場合、認可保育所や小規模保育事業所等で保育しなければならないと規定されておりますが、運営主体は規定されていません。市としましては、待機児童解消及び保育の質の維持・向上並びに幼児教育・保育の充実を図るため、市内全ての保育施設が連携・協力体制を構築し、取組を進めていくことが必要であると考えております。このことから、公立・私立の役割の差異はないものと考えております。

次に、狭山保育園の維持・拡充についてであります。市立狭山保育園につきましては、建築後48年目を迎え、施設や設備の老朽化が進んでおります。今後、少子高齢化や人口減少の中で、持続可能な安定した市政運営を行うためには、限られた行財政資源を効率的・効果的に注力すべき行政課題に投入していくことが必要でありますことから、市立狭山保育園の維持・拡充につきましては、困難であると考えております。

次に、公立保育園の運営に係る財源についてであります。令和3年度予算におきます職員人件費を含めた狭山保育園運営費の財源につきましては、子育て推進交付金等の都補助金のほか、給食費徴収金や延長保育負担金等の特定財源はありますが、運営費の多くは一般財源となっております。

次に、市立狭山保育園の段階的廃園の検討状況についてであります。段階的な廃園を進めるに当たり、職員及び保護者の皆様へ説明を行い、御意見を伺い、回答したところであります。今後におきましても、引き続き保護者の皆様への情報提供や、意見交換を行い、御理解をいただけるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、今後の課題についてであります。施設の老朽化への対応といたしまして、安全安心な保育サービスの提供を維持していくことが課題であると考えております。今後、包括施設管理業務委託事業者との調整を図りながら、優先度や効率性を勘案した計画的な修繕を行い、適切な対応を行ってまいりたいと考えております。

次に、少人数学級のさらなる推進の必要性についてであります。令和3年度から小学校の段階的な少人数学級の導入が開始され、国におきましてはその効果を検証するとしているところであります。少人数学級のさらなる推進の必要性につきましては、国の検証結果や、その後の動向を確認していく必要があると考えております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、進捗と課題についてであります。少人数学級の導入につきましては、現在、国の基準に基づき適正に対応しており、現時点では大きな課題はないと考えております。詳細につきましては、教育委員会から説明

をお願いします。

次に、学校統廃合の計画の進捗と今後の課題についてであります。学校統廃合につきましては、学校再編計画に基づき準備を進めております。今後は、子供たちの教育環境の向上のため、地域の皆様の協力を得ながら進めていく必要があると考えております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、高齢者世帯や低所得者世帯等のエアコン購入に対する補助の必要性の市の認識についてであります。エアコンの設置につきましては、熱中症対策として効果的であると考えますが、その購入費を補助する予定はありません。

次に、他市の状況についてであります。近隣市の状況を確認しましたところ、令和3年度におきまして熱中症対策を主たる目的として、エアコン購入に対する補助を行っている市はありませんでした。なお、八王子市におきましては、一般家庭における省エネ対策を主たる目的として、熱中症対策も関連づけて、エアコン設置に係る補助を行っております。

次に、現状と今後の課題についてであります。現状としましては、エアコンの購入費用に対する補助の要望や相談はございません。今後の課題につきましても、特になく考えております。

次に、未就学児の弱視の早期発見と治療の必要性についてであります。一般的に3歳児の半程度が、視力1.0に達していると言われておりますことから、3歳児健診において弱視を発見することにより、就学前までの治療につなげることができると考えております。このことから、未就学児の弱視を早期発見することは、治療の面から重要であると考えております。

次に、現状と今後の課題についてであります。市では3歳児健診におきまして、視覚検診を行い、弱視などの視力の異常を早期に発見し、治療につなげることに努めております。今後におきましても、異常を見逃すことのないよう、視覚検診を適切に実施してまいりたいと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長(真如昌美君) 初めに、少人数学級のさらなる推進の必要性についてであります。令和3年度から小学校の段階的な少人数学級の導入が開始されました。令和7年度には、小学校の全学年において1学級当たりの児童数の上限が35人となる見込みであります。国におきましては、学習面に限らない教育的効果を多面的に検証していくということから、少人数学級のさらなる推進の必要性につきましては、国の検証結果や、その後の動向を確認していく必要があると考えております。

次に、進捗と課題についてであります。少人数学級の導入につきましては、国の基準に基づき適正に対応しており、令和4年度におきましては、小学校の1学年から3学年までについて、1学級の上限が35人とする対応を進めているところであります。現時点での児童数の推計では、教室数の不足等はなく、大きな課題はないと考えております。

次に、学校統廃合の計画の進捗と今後の課題についてであります。現在、学校再編計画に基づき、令和4年4月から始まる通学区域の一部変更について、周知等の対応を行っているところであります。また第七小学校と第九小学校の統廃合につきましては、統廃合に当たり検討が必要となる事項等の情報収集に努めているところであります。今後の課題につきましては、学校、保護者、地域の方と協力しながら、子供たちにとって最適な教育環境になるよう検討する必要があると考えております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 御答弁ありがとうございます。

それでは、再質問を行います。

まず1番の公立保育園のところですけども、公立保育園の意義・役割については、私、これまでも一般質問等で度々取り上げてきましたけれども、市が今、市内唯一の公立保育園である市立狭山保育園の廃園の計画を進めていて、市にはぜひ公立保育園の意義・役割を改めて認識していただきたく、今回また再度、取り上げさせていただきます。

まず最初に、児童福祉法においては運営主体の規定はないという市長答弁でしたけれども、もちろん運営主体によって、公立か私立かによって、保育の質の格差がないように、同様に高い質を維持するという事は、これは当然のことであって、市にはどの施設に子供を預けても、格差なく質の高い保育を提供する義務と責任があるというふうに思います。それが、児童福祉法で規定されている公的保育制度だというふうに思うんですが、その点についての御認識を伺います。

○保育課長（関田孝志君） 児童福祉法24条第1項に規定されておりますとおりですね、保護者の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児その他の児童について保育を必要とする場合において、市は保育を提供する義務があると認識してございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 公的保育制度では、市町村が保育の実施義務を負っているわけですから、市が直接的に保育の実施を行うということは、つまり直営で保育を実施することが原則だと思うんですが、この点についての御認識を伺います。

○保育課長（関田孝志君） 保育サービス提供については、公私における意義・役割に差異はございません。市内の認可保育園全てがですね、子供たちに対し、適切な質の高い保育サービスを提供するよう、体制整備を行うことが市の責務であると考えてございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 市はこれまでも、公私における意義・役割に差異はないということで御答弁されてきたと思います。もちろん今御答弁にあったように、私も見ましたけれども、質の高い保育サービスを公私ともに行うその体制をつくる、それは市の義務として間違いないというふうに思います。

ただ、その行政機関である公立保育園と、市の委託を受けて保育事業を行っている民間の保育施設で、意義と役割が違うというのは明白ではないかと思えます。市町村は、公立保育園という公共の施設を通じて、子育て・保育に関する施策を直接展開することができると思えますが、市が委託をして保育を行ってもらっているという、こういう立場の民間保育園では、市の保育理念や市の子育て施策がどのように反映されることになるのか、伺います。

○保育課長（関田孝志君） これまでもですね、市と私立認可保育園とはですね、良好な連携・協力関係の下で、待機児童対策をはじめとした様々な子育て支援施策を展開しておりますことから、引き続き日本一子育てしやすいまちに向け、子ども・子育て憲章や、子ども・未来プランに基づき、子ども・子育て施策の展開をしまいたいと考えております。

以上でございます。

○議長（関田正民君） ここで5分間休憩いたします。

午前11時20分 休憩

午前11時24分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○7番（上林真佐恵君） 連携・協力を行うということとか、待機児童解消というのは当然のことですけれども、保育理念に関すること、こういう保育をやってほしいんだということは、やはりその事業者の主体性とか、自主性というところを損なってはいけないと思いますので、やっぱりそういう、その市の保育理念というものを押しつけるということは、やっぱり基本的にはできないというふうに思います。

また、市内の民間保育園それぞれが、それぞれの施設の保育理念に基づいて、特色ある保育を行っていただいていると思いますので、もちろんその特色ある保育というのは必要なものだというふうに思います。ただ、その家庭の保育理念とは異なる場合もあって、今回、パブリックコメントも読ませていただくと、市内の保育施設、いろいろ検討した上で、その特色が自分の家庭には合わないということで、公立を選んだという声もありました。

でも、保護者にとって、やっぱりその施設の保育理念って、大変とても重要だと思います。特色というのは強くなくても、標準的な保育が受けられる公立がいいという家庭も少なくないというふうに思います。宗教的な問題ということも聞いたことがありますし、公立保育園には、市の保育理念を直接反映することができて、また基準、スタンダードというふうになる、そういう役割があると思うんですが、その点についての御認識を伺います。

○保育課長（関田孝志君） 狭山保育園につきましてはですね、これまで公立保育園として保育の均質化という役割を担ってきたというふうに考えてございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 均質化を図ってきたということですが、具体的にどういうことなのか教えてください。

○保育課長（関田孝志君） 以前ですね、私立保育園の運営数が少なかった過去においてはですね、公立保育園の存在が保育水準となり、私立保育園に対する保育の均質化を図っておりました。現在は子ども・子育て支援制度をはじめ、第三者評価等の制度が確立され、保護者の多様なニーズを踏まえた様々な保育サービスが、私立保育園によって提供されております。このことからですね、公立保育園を運営することによる保育水準の確保の必要性はないものと考えてございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 以前は複数ある、公立保育園が複数ある中で均質化を図ってきたということで、それが均質化を図ることが必要なくなったから、今、公立保育園が減らされているという、そういうことではないと思います。これからも、その均質化を図る役割を果たしてきたのだから、これからもその役割というのはきちんと果たしていくべきだというふうに思います。その均質化ということでは、昨今、隠れ保育料というのが問題になってまして、これ何かって言うと、保育料とは別にかかる保護者負担のことで、代表的なものには延長保育料というものがあります。

ここで伺いたいんですが、市内の認可保育園の延長保育料、現在どのようになっているのか教えてください。

○子育て支援部副参事（岩崎かおり君） 狭山保育園は月額2,500円、1回500円。私立保育園は、年齢により異

なりますが、月額2,500円から4,000円、1回500円から800円となっております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 私もちよっと調べたんですけども、本当に園によって様々で、また閉園の時間を過ぎると、10分超過すると500円、1,000円みたいなふうに、かなり園によって細かく、ばらつきがあるというんですかね、細かい設定がされてるというふうに思いました。

それから、幼保無償化によって、新たな保護者負担となった副食費についても、これ無償化スタートした時点では、月額4,500円ということで、各園で一律になるという、そういう御答弁も当時あったかと思えます。

ただこれ、その当時も指摘したんですが、内閣府の幼保無償化の自治体向けFAQを見ると、4,500円というのは国が示した副食費の目安であって、実際にかかった食材費との関係で園が金額を設定できる、法律上そういうふうになっているというふうに書いてあります。現時点では4,500円ということになっているかと思うんですが、これ保育施設の方に聞きますと、4,500円では十分に栄養のある給食をつくるの難しいというような声もあって、今後は園によっては金額が上昇するということもあり得るというふうに思えます。

こういった保育料以外にかかるもの、基本保育以外のメニューというんですかね、延長保育料や副食費、また園によっては布おむつ代や教材費、行事への参加費や、英語や体操、リトミック等の活動参加費がかかる。また入園するときに、お布団やシーツ、バッグなど、園によって必要なものが違ってくると思うんですが、こういう市内の保育施設が、保育料とは別に徴収してるものについて、市はどの程度把握をしてるのか、またこの園によって費用負担に格差がないように、事業者に対して指導を行うということはあるのかどうか伺います。

○子育て支援部副参事（岩崎かおり君） 保育料以外の費用の徴収につきましては、東大和市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第14条に基づき実費徴収として適切に行っているものと認識しておりますことから、市から指導する考えはありません。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 先ほどと同様、これも事業者の特色ある保育に関わるものだと思いますし、今御答弁あったように、別に皆、多分それが適切な、園によって適切だと判断してやってるわけですから、それが不適切ということではなくて、やはりこの特色ある保育ですとか、事業者の自主性、主体性、損なわないというそういうところが出てきますので、市は基本的には関与できないものだというふうに思えます。

今お尋ねしたように、市内の保育施設の中で既に保育料以外の負担がかなり違いがある状態になっていて、例えば公立保育園が複数あれば、その範囲内でしたらどこに預けても費用負担には違いがないということになりますので、やはり市内保育施設の均質化を図るという点で、公立保育園の存在は大変重要だというふうに思えます。

ちょっと延長保育料に戻るんですけども、なぜ公立に比べて民間園で高額になる傾向があるのか伺います。

○保育課長（関田孝志君） 延長保育に係る経費につきましては、やはり早番や遅番などの対応のため人件費がかかるものというふうに考えてございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） そうですね、人件費ですけども、その背景には、その事業者に投入されている公費が、最低基準が下回ることはないようにするための最小限の費用に過ぎず、現場の実態からは不十分なものであるためだというふうに考えます。国の配置基準では、安心安全な保育を行うための保育士が足りないので、多

くの園では保育士を国の配置基準よりも多く雇っていて、そのために国からの、国や都、市からの補助金が、保育士、賃金は配置基準で補助金は来ますから、結局、1人当たりの賃金が薄まってしまう、下がってしまうということになるし、結局その延長保育をやるために、そのために雇う人材の件費を延長保育料に反映させなくてはならないという、そういう実態があるのではないかとこのように思います。

このように財政的な裏づけが不十分であるのに、公立保育園が果たしてきた公的責任を民間事業者に移していいのかという問題が問われていると思います。公立保育園には、そこに通う園児だけではなくて、地域の子育て支援の拠点として、地域の福祉を向上させる責任があるというふうに思います。それが公立保育園の存在意義であり、役割ではないかと思いますが、市はこうした公の役割も、この民間の事業者に移させようとしているのか、その点についての御認識を伺います。

○保育課長（関田孝志君） 先ほどの答弁と重複になりますが、保育サービスの提供については、公私における意義・役割に差異はなくですね、市内の認可保育園の全てがですね、子供たちに対し適切な質の高い保育サービスを提供するよう、体制整備を行うことが市の責務であるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 私も繰り返になってしまうんですが、もちろん質の格差をなくすというのはもう当然のことで、その責任をどうするかということが、公的責任をどう取っていくのかということが問われているというふうに思います。

公立保育園には、地域における子育て支援の第一義的な機能を担うという存在意義があります。当市の場合には、保育士、保健センターや子ども家庭支援センター等とも連携して、保育園を利用していない家庭に対する支援も行いながら、その地域全体の子育て力を引き上げていく役割がある。こうした大変重い責任を、民間の事業者に移していいのかということが問われていると思います。

また、セーフティーネットとしての役割についても伺いますが、公立には緊急時、中心となって支援を行う役割があるというふうに思います。この間、大雨の災害なども各地で起きてますけれども、全国の公立保育園では、公私を問わず、被災した園の代替保育や施設提供を行ったという事例もありました。

また、コロナ禍の下でも、休園となった園の代替保育を公立保育園の施設や、また市の施設で公立の保育士が行った事例なども、以前、紹介したと思います。

この非常時においても、地域を支えるセーフティーネットの中心を担う役割があるというふうに思います。また、地域のエッセンシャルワーカーの就労を保障する施設でもあり、非常時においては公立保育園が地域の保育を保障する機能を果たさなければならないのではないかと思います。こうした行政の責任を、財政的な裏づけが不十分な事業者に移せると、公立保育園、1園もなくなってしまえば、そういうふうになってしまうと思うんですが、そうなれば公的責任の放棄だと言われても仕方がないのではないかと思います、その点についての御認識を伺います。

○保育課長（関田孝志君） 災害時の対応につきましてはですね、市の災害対策本部にて判断していくこととなりますが、社会福祉法人の地域公益活動の一環として、私立保育園において対応していただくことを想定してございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） その社会福祉法人の方々に、そういうことを担わせるということで、国の制度上もそういうふうになってしまっていると思うんですが、ただやっぱり財政的な裏づけが弱い、そういうところ

ろに、本来であれば公がやるべき役割を背負わせてしまっているのかということが、問われているというふう
に思います。

それから、セーフティーネットという点では、狭山保育園が担ってきた緊急一時保育も、実際に利用して本
当に助かったという保護者の方からお話を伺いました。

緊急一時保育については、一時保育事業の中に位置づけられてしまいましたけれども、様々な事情があつて、
すぐに子供を預けないといけないんだという方のために、やはり緊急としての枠を常に確保しておく必要性が
あると思います。その点についての御認識を伺います。

○保育課長（関田孝志君） 令和3年5月からですね、5園で緊急一時保育事業を行っております。狭山保育園
以外の4園につきましても、一時預かり事業と共有で実施してございます。現在の実施状況は、常にいずれか
の施設が空きがあるという状況でありますことから、緊急的な対応について十分対応可能と考えてござい
ます。
以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 今は空きがあるということですが、今の時代を見ても、これまで誰も予
想しなかったようなことが起こっているというふうに思います。将来にわたっても、今の状態が続くという保
証はないわけで、こういう採算性の低い事業だからこそ、やはり公立がやるべきではないかと思ひます。実際
に利用した保護者の方もおっしゃってたんですが、あまりこの緊急一時保育、この事業そのものがあまり保護
者に知られてないために、必要な人に届いてないんじゃないかというようなこともおっしゃってました。保護
者の中でこうした制度の認知が高まれば、利用が増える可能性もあるというふうに思ひます。

様々、公立保育園の意義と役割について述べてきたんですけれども、1園しかなかったために、こうした役
割が今まで十分に果たすことができなかつたのであれば、なおさら維持・拡充する必要があると思ひますし、
市は公立保育園の意義・役割を軽視することなく、十分に認識していただきたいと思ひますが、その点につ
いて御認識を伺ひます。

○保育課長（関田孝志君） 少子高齢化や人口減少が進む中、市が持続可能な市政運営を行うためには、民間、
代替性の高い行政サービスについては、民間活力導入により効果的に行うことを基本とし、限りある市の財源
や人的資源を新たな行政課題への対応に向け、適切に配分していくことが必要であると考えてござい
ます。
以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 私、民間活用そのものが駄目だとかいうわけではなくて、もちろん民間の特色ある保
育とか、民間のそういう何ていうんですかね、民間ならではのそういったアイデアなんかも生かしながらやっ
ていくというのは、とても大事なことだというふうに思ひます。公立を全部なくして民間だけにするとか、私
も全部公立にしろと言ってるわけでもないですし、やっぱりそのバランス、法律があつて、その基準を示しな
がら、役割を果たしながら、民間の事業者とも連携を取っていく、こういう仕組みをつくるのが大事だとい
うふうに考えています。

次に、②のところですが、保育を受ける権利を保障するという点では、まずは保育が受けられていな
い状態に置かれている待機児童との関係で伺ひます。市には保育を希望しながら、実際には保育園に入れな
かつたお子さんが、今年の4月1日時点で80人いるということで、前回の議会でも確認しましたが、こ
うした実態がある中、保護者からの満足度も高い狭山保育園をなくしてしまっているのか、御認識を伺ひ
ます。

○保育課長（関田孝志君） 令和3年4月に、特定の保育所のみ希望しているなどの理由によりですね、入所が
できていない児童80人のうちですね、狭山保育園を希望している世帯はありませんでした。

また、今後につきましては、（仮称）東大和市清水一丁目保育園、南街地域における保育園、第二給食センター跡地における保育園の新設による施設整備及び大和南保育園の移転後の定員拡大を進めるとともにですね、保育士の安定的な確保に努め、継続的な待機児の解消を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 地域的な、その保育のニーズが、結構、偏ってるというのは私も承知してまして、また昨年はやはりコロナの影響ということもあって、その1年だけを見て、今後もずっとこうなんだというふうには決めつけられないというふうに思います。今後できる保育園のことなんかは御答弁ありましたが、市は6月議会の際には、こうした実際に入れてない子供たちについても、保育園に入れるようにしたいというふうに御答弁をされてまして、これは非常に重要だと思いますので、引き続きお願いしたいというふうに思います。

この待機児童0人ということで、これ国が定義をかなり狭めてますので、0人ということになりましたけれども、これ6月議会のときも言ったんですけども、隠れ待機児童ですね、以前の基準で数えると、やはり昨年9月の厚労省の調査でも、前年度よりも4,456人増えてると。昨年6月に、共産党都議団の自治体の聞き取り調査でも、旧定義で1万6,279人、隠れ待機児童がいたということが分かっています。

補正予算の際の質疑では、狭山保育園と、比較的近くにある谷里保育園の0・1歳が、清水六丁目に建設中の分園に移るといこともお伺いしました。そうすると狭山保育園近隣で預け先が減少し、その地域の子育て環境が悪化することにもつながると考えます。コロナの影響も、まだ今後どうなっていくか分からないという中で、やはり市の待機児童対策としては後退することになるのではと思いますが、御認識を伺います。

○保育課長（関田孝志君） 待機児童を解消を目的とする、新設する（仮称）東大和市清水一丁目保育園につきましてはですね、武蔵大和駅から近くですね、駐車場も整備することから、保護者の利便性が高い施設になるものと考えております。また当該保育園はですね、都立狭山公園の隣地であり、自然環境に恵まれ、乳幼児の保育に十分適した施設であると認識してございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） それはそれで、すごくすばらしいことだと思いますので、新しい保育園ができる、利便性の高く、周りの環境にも恵まれて、駐車場もあってということで、それはすごく保護者の方にとっていいことだと思いますので、それ1園増えるってことは、もう本当に進めていただきたいんですけども、ただやはり狭山地域から1園なくなるということは、明らかに子育て環境は悪化するというふうに考えます。

子供は自分では意見を言えませんので、やはり保護者の保育理念に合った園に入れるということは、当たり前前の権利だというふうに思います。先ほど特定園を希望ということもありましたけれども、これが保護者が何かわがまま言ってるみたいな捉え方をされる風潮も一部あるようなんですけども、保護者は預けられればどこでもいいとは思ってませんし、本来でしたら、市は全ての子供が希望する園に入れるように、保育施設を整備すべきだというふうに思います。そもそも保育というのは、保護者の就労支援という面もちろんあるんですけども、一番大切にしないといけないのは、子供が良質な保育を受ける権利を保障することではないかというふうに思いますが、その点についての認識を伺います。

○保育課長（関田孝志君） 児童福祉法の理念や国の保育所保育指針に基づき、子供の最善の利益を考慮し、保育サービスの提供をすべきであるというふうに認識してございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 本当に御答弁のとおりで、子供の最善の利益を保障する。保育という言葉、託児ではありませんので、ただ子供を預けるだけではなくて、質の高い保育をやはり受けられる、それが保育を受ける権利であるというふうに思います。

ちょっと質の高い保育、子供、保育を受ける権利ということで、質の高い保育ということをちょっとお尋ねしたいんですが、子供たち一人一人、特性違いますので、子供たちに合わせて豊かな発達を保障することが、一言で言うと質の高い保育かなというふうに思うんですが、そのためには高い専門性を持った保育士の存在が不可欠ではないかと思えます。その点についての御認識を伺います。

○保育課長（関田孝志君） 保育士の専門職としての知識及び技術、倫理感や自覚などにより、質の高い保育が提供されるものと認識してございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 保育の質って、一言で言っても、例えば環境ですね、十分な面積があるとか、園庭があるとか、栄養のある給食とかいろいろあるんですけども、やはり保育士の専門性ということと保育の質というのは直結してるように思います。そういう御答弁だったというふうに思うんですが、その保育士が専門性を高めるためには、やはり適切に研修を受けながら経験を積んでいくことが必要だと思います。0歳から5歳児まで、一通りの年齢を保育するだけでも6年間かかるわけで、それでようやく一巡ということですので、やはり市が今後も質の高い保育を提供するためには、市の責任において安定的に保育士を確保すること、また保育士が適切な研修等を受けながら、経験を重ねて専門性を高めていく環境を整える必要があると思えますが、その点についての御認識を伺います。

○保育課長（関田孝志君） 今後も引き続きですね、保育士の確保に努めるとともに、保育の質の向上に資する研修を実施、また保育サービスの水準向上について、私立保育園長会と連携・協力しながら努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） これまでも、市では保育士確保のためには様々努力を続けてこられたということは承知をしています。ただ、それでも私もこの間、何度も取り上げてますけれども、市内の認可保育園で必要数の保育士が確保できないということが続いているというふうに思います。過去にも、施設はできたんだけど、保育士が確保できないために、新しい園が開園できなかったと、開園するまでに時間がかかってしまったという例もありました。

しかし、一方で市立狭山保育園で募集を行った際は、これ、ちょっとパブコメの回答を見ると、平成30年度は採用3人に対して受験者が22名、令和2年度では採用1人に対して受験者が24名おられたということで、やはりなかなかこう、民間の事業者のところでは、なかなか定員を埋めるだけの保育士が確保できないけれども、公立では募集を大きく上回る応募があったということだと思うんですが、この理由についてどのような御認識なのか伺います。

○保育課長（関田孝志君） 公立の保育士はですね、地方公務員として採用され、安定しているということが、理由の一つなのかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 公立のほうが安定しているのではということですけども、保育士の平均賃金、平均勤続年数、離職率について、公立・私立、それぞれどのようになっているのかも教えてください。

○保育課長（関田孝志君） 令和3年3月31日付、国通知、令和3年度における私立保育園の運営に要する費用についてにおいて、東大和の地域区分であります100分の12地域の保育士の平均賃金は413万円となっております。そのほかの情報につきましてはですね、把握はしてございません。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） ちょっと私も調べたんですが、あくまで国全体ということになると思いますけれども、平均賃金で言えば、いずれも正規で、公立が年収500万円、私立が年収350万円。平均勤続年数だと、これ陳情の中の資料にあったんですけれども、市立狭山保育園では26年4か月ということでした。

厚生労働省の保育士等確保対策検討会というところが調べた、保育士等における現状という資料があるんですが、ちょっと古い平成25年のものですが、勤続年数については、12年未満までは私立のほうが高いけれども、12年以上からになると公立のほうが高く、特に勤続14年以上になると、私立が20.2%に対して、公立では40.4%ということ、そういう資料にも書いてありました。

また、常勤保育士全体の離職率としては10.3%で、内訳は公立が7.1%、私立で12.0%ということで、やはり公立と私立では賃金にも大きな格差があるというふうに思います。平均勤続年数からいっても、公立の保育士のほうが長く勤めながら、専門性を高めているということが分かると思います。これは、やはり公立保育士の賃金を基準として、民間の保育士の賃金も引き上げていくという役割が、これまでは果たされてきたんですが、公立保育園が減らされてきたことによって、公立保育士の数も減って、民間保育士の賃金が低いまま放置をされているという現状があるというふうに思います。

公立の保育士であっても、この労働条件が、今いいというわけじゃなくて、本当に引き上げていかなきゃいけないと、賃金だけではなくて、働き方という点でも、改善していかなければならないと思いますけれども、やはり公立園が増えていけば、その効果を発揮できるし、安定した保育士確保にもつながるというふうに思うんですが、その点についての御認識を伺います。

○保育課長（関田孝志君） 先ほどの答弁と重複になりますが、今後も引き続き保育士の確保に努めるとともにですね、研修の実施等、保育士の質の向上に向けて、私立保育園長会と連携、協力しながら進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 安定的に保育士を確保し、経験を積みながら、適切に研修も受けて、専門性を高めていく、そういう環境を整備することは、市の責任であるということは、市もそういうふうに考えていらっしゃると思いますので、やはり公立保育園がその役割を主導的に進めて、市の施策として地域全体に波及させるということですかね。公立保育園の保育士の専門的水準を地域全体の目安としていくという、そういうことがやろうと思えば可能だと思いますし、今民間の保育士さんたちが非常に低い処遇に置かれている。これを本当に改善しなくてはならないというふうに思いますので、そういうことをむしろ積極的にやっていくということが必要だというふうに思います。子供が保育を受ける権利、質の高い保育を受ける権利を保障するために、こういうことを公立保育士、その役割を、処遇改善の指導に立っていく、そういうことをやるべきだというふうに考えます。

次に、③の財源についてのところですが、

○議長（関田正民君） ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時55分 休憩

午後 1時29分 開議

○副議長（佐竹康彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○7番（上林真佐恵君） それでは、午前中に引き続きまして、③の財源についてのところからお伺いします。

市立狭山保育園の老朽化につきましては、早急に対応すべきだと思います。同僚議員が今回要求した資料の中でも、立地条件や老朽化の進行を考慮し、持続的、安定的な市政運営に向け、最小の経費で最大の効果を発揮するためには、公設での建て替えは困難であるというふうに結論づけていることが分かりました。

それから、パブコメの返答でも、建て替えにはおよそ4億円がかかるので困難であるというふうなことが書いてあったかと思います。改めて公立保育園の財源について確認をしたいんですが、平成16年に行われた三位一体改革により、公立保育園の施設整備費、運営費は一般財源されています。しかし、以前も一般質問で確認したんですが、公立保育園の運営費については、国会答弁で地方交付税の算定に当たり、従来の国庫負担金分も含めた地方負担の全額について、基準財政需要額に適切に処置されるよう、各市町村の実際の公立保育所の入所児童数に応じた補正を行っているということになっているかと思います。その点について、改めて御認識を伺います。

○財政課長（鈴木俊也君） 公立保育園の運営費につきましては、普通交付税の基準財政需要額によりまして算定されているところであります。主に単位費用や、補正係数について理論算入されているものと認識しております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） また国会答弁では、公立保育園の施設整備費及び運営費については、国庫補助金の一般財源化による影響が生じないように、適切な地方財政措置を講じているということも明確になっています。従来と同様の財源措置があるということだと思いますが、その点についての御認識も改めて伺います。

○財政課長（鈴木俊也君） 公立保育園の施設整備及び運営費に係る国庫補助金の一般財源化につきましては、国の三位一体改革によるものと認識してるところでございます。公立保育園の施設整備費につきましては、対象となる事業で借入れを行った場合には、後年度、その償還額の一部に対しまして交付税措置がございます。また、運営費につきましても普通交付税で算定されているところでございます。あくまでも理論算入でございますので、補助金とは取扱いが異なるものと認識をしているところでございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 以前の御答弁も同じようなことだったと思うんですが、理論算入であっても、実際に乗せがされているということですし、一般財源化による影響が生じないように、適切な地方財政措置を講じていると国が言っているにも関わらず、この市に唯一残された公立保育園の廃園を決めた理由を教えてください。

○子育て支援部副参事（榎本 豊君） 施設の老朽化及び狭山保育園の周辺における、保育需要の減少を踏まえまして、費用対効果や立地の適正等を勘案いたしまして検討した結果ですね、段階的な廃園の検討を進めていくこととしたものでございます。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） 保育需要の減少ということでしたけれども、コロナの影響、今後どうなるか分からないということもありますし、少なくとも需要が全然ないわけではありませんので、減っているからといって廃

園というふうにはならないというふうに思います。

また、初日の補正予算では、公共施設等整備基金に9億6,000万円を積み増したということもありました。年度末の残高見込みが約29億円になるということですが、この基金の目的からいって狭山保育園の建て替えに使えるのではないかと思います、その点、確認をさせていただきます。

○企画財政部長（神山 尚君） 公共施設等整備基金につきましては、保育園を含めた公共施設等の修繕や建て替えに充当することができます。一方で、公共施設等総合管理計画では、公共施設の再編に際して、床面積の20%削減を掲げていますが、再編の際は、民間への代替性などを勘案すべきとしております。公共施設再編の立場からは、代替性があるものは代替していくことが、結果として20%削減による影響を低減することとなり、全体の利益につながっていくものと考えております。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） 私は、公立保育園は民間に代替にはならないというふうに思っています。財源については、公共施設等整備基金も使えるということですし、先ほど確認したように、そもそも地方交付税措置で、施設整備費についても、運営費についても上乗せがされているのは間違いないんですから、その上乗せ分を使わないということは、公立保育園のための上乗せ分をほかに使うということになると思うんですが、その点についての御認識を伺います。

○財政課長（鈴木俊也君） 地方交付税措置、こちらにつきましては上乗せということではなく、国庫支出金の一般財源化に伴う措置という認識でいるところでございます。引き続き交付税算定事務について努めていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 国は影響がないように、これからも公立保育園が運営できるように算定してるということですので、やはりその保育のためのお金は保育に使うべきだというふうに思います。公立保育園は、その存在意義、役割を考えれば、さらに発展させなければならない市民の財産だというふうに思います。実際に狭山保育園で非常に質の高い保育が提供できているということも、この間のパブリックコメントや、また保護者の方の声からも明らかになりました。仮に本当に財政難だったとしても、残さなくてはならない市民の宝だというふうに思います。

財源についても、地方交付税措置もされているのですから、一般財源で施設整備ということもできると思うんですが、公共施設等整備基金にも目標額を大きく超える金額が積み上がっています。令和2年度の決算でも19億円、黒字が出ています。お金がないのではなくて、どこに使うかという問題だというふうに思います。子供の命、安全、豊かな育ちを保障するところに、お金を惜しむべきではないというふうに思います。狭山保育園については、必要な老朽化対策をして今後も維持し、公立保育園としての機能を拡充することを強く求めます。

次に、④のところですが、廃園の検討状況です。検討中ということでありまして、保護者への説明会では、廃園までのガイドラインということを示して、廃園の道筋を示しているかと思っております。これは廃園ありきでの説明ではないかと思いますが、その点の御認識を伺います。

○子育て支援部副参事（榎本 豊君） ガイドラインにつきましては、狭山保育園の段階的廃園の検討における進め方、スケジュールでございますが、それや市の考え方についての基本的な内容を示しまして、基本方針を定めたものになります。

以上でございます。

○7番(上林真佐恵君) そうすると廃園という方針は、もう既に決まったものということになると思うんですけども、市の内部でいつどのように、そういう方針が決定したのか伺います。

○子育て支援部副参事(榎本 豊君) 令和3年5月に方針を決定いたしましたして、1か月のパブリックコメントを経まして、8月末に意思決定をしたものでございます。現在は段階的な廃園に向けて、具体的な手法につきまして検討を行っているところでございます。

以上でございます。

○7番(上林真佐恵君) 同僚議員の要求した資料を見ますと、市の内部で様々検討をされていて、廃園という方針を決定したという道筋は分かるんですけども、公立保育園は公共施設ですから、市民の共通の財産であるはずだと思います。しかも、狭山保育園は市に残された唯一の公立保育園でもあります。それを廃園にしよう、なくそうというのであれば、子供や保護者、保育士など、当事者はもちろんですけども、周辺の地域住民だけではなくて、市民全体の十分な議論を経て決定するべきではないかと思いますが、その点についての御認識を伺います。

○子育て支援部副参事(榎本 豊君) 繰り返しにはなりますが、1か月間、パブリックコメントを経まして、8月末に意思決定をさしていただいたところでございます。

以上です。

○7番(上林真佐恵君) パブリックコメントと同様に、パブリックコメントだけで決めるべきでもないと思いますけれども、保護者説明会も行われたということで、昨日も御答弁ありましたけれども、保護者からはどのような声が上がったのか、具体的な内容について詳細を伺います。

○子育て支援部副参事(榎本 豊君) 児童への影響や、募集の再開、それから廃園に対して反対等の御意見をいただいたところでございます。

以上でございます。

○7番(上林真佐恵君) 私も陳情の資料でいただいた保護者の皆さんの声だとか、パブリックコメントも読ませていただきましたけれども、本当に様々な声がありました。本当に狭山保育園、なくしてほしくないというたくさんの方があったというふうに思います。本当に保護者の多くの方が、狭山保育園での質の高い保育に満足をしているし、これからも狭山保育園で保育をしてほしいと心から願っていることが、よく分かりました。

1つちょっと、陳情の資料にあった保護者の方の声を御紹介させていただきますと、私は狭山保育園を望んで通園させているので、この園以外に行くなど考えられないという、こういう方もいらっしゃいました。本当に保育士が、これまで質の高い保育を提供してきており、保護者の満足度も高いということが分かりました。素晴らしい仕事をしてこられたんだなというふうに思います。まさにやはり、市民の宝ではないかというふうに思います。長年にわたって市がこうした高い保育を提供し、保護者からも信頼されてきた実績を高く評価するとともに、今後も引き続き狭山保育園を維持して発展させてほしいと思います。段階的廃園ということで検討されているということですけども、乳幼児に与える影響についてどのようなことが考えられるのか、具体的に教えてください。

○子育て支援部副参事(榎本 豊君) 集団生活の経験や、異年齢での交流などですね、狭山保育園で子供たちが受ける保育に関しての影響が考えられるものと思っております。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） その異年齢との関わりとか、集団保育というのが、まさに保育園のよさであると思いますし、子供の発達に大きな影響を与えるものだというふうに思います。また、市は保護者への説明会で、廃園の説明をすると同時に、転園の希望をするかどうかというアンケートも配付したかというふうに思います。新規入園の募集もストップして、狭山保育園がなくなるだけではなくて、新しい子も入ってこないということは、保護者にとって大き過ぎる衝撃だったというふうに思います。

保護者の中には、これから下の子が生まれる予定で、狭山保育園で保育を受けたいと希望しておられる方もいますし、ただ兄弟で別園になるというのは、もうすごく負担です。やむなく転園をされるという方も、いらっしゃるのではないかと思いますし、やっぱり人数が年々減っていく中で、異年齢の集団保育が受けられなくなることへの影響や、お友達との関係で、お友達が転園するからということで、転園せざるを得ないという方もいるかと思えます。そうなってくると、やっぱり残された子はお友達を失い、また人数が少なくなれば保育士も減られるということになると思うので、慣れ親しんだ先生も失うことになるというふうに思います。

保護者の中でも、他市で段階的廃園をやられていますので、その体験談なんかを聞くと、保護者の中でも、残るか、転園するかという非常に難しい判断を迫られて、分断を生むというそうした例も聞きました。段階的廃園が子供たちに、保護者、保育士に与える影響は本当に甚大だと思います。

ちょっとパブコメも、1件ちょっと御紹介させていただきたいんですが、転園したいなら転園させてあげると簡単に言いますが、転園したくて狭山保育園に入園したわけではありません。小学校に上がるまでの6年間、信頼できる先生のもと、お友達と一緒に成長していきたくて、今あるこの狭山保育園で過ごしたくて入園したのですという声が載っています。市は、この段階的廃園の影響を最小限にするということなんですが、その具体的な手法について教えてください。

○子育て支援部副参事（榎本 豊君） 具体的な手法につきましては、保護者の皆様及び職員からの御意見等を伺いながら、検討していく必要があるものと考えております。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） 今、入園はストップしているけれども、その具体的な手法についてはまだ決まっていないということだと思うんですけども、やっぱりこの乳幼児や保護者に与える心理的な打撃というのは本当に大きいもので、また他市の例ですと、最後の年になった年長さんに、顕著に影響が見られたということも聞きました。赤ちゃん返りをしてしまったり、本来であれば年長さんの自覚を持って、小学校に進んでいくという、そういう自覚が持ちづらいなど、そうした事例も聞きました。こうした段階的廃園が与える子供たちへの影響について、市はしっかりと検証したのかどうか伺います。

○子育て支援部副参事（榎本 豊君） 他市の状況の収集等はですね、現在まだ行ってないところでございます。以上です。

○7番（上林真佐恵君） 段階的廃園そのものが、子供たちや親に与える影響ですとか、その影響、影響自体きちんと検証されていないようですので、それを最小限に抑える具体的な手だてというのも、きちんと今見通しが立っていないという状態で、今、新入園児の募集をストップしてるというのはやっぱりおかしい状況だと思います。

昨日の御答弁で、その募集ストップに関しては、御検討されるということもありましたけれども、少なくとも入園募集については再開すべきだと思いますので、この点、もう一度改めて検討の状況を教えてください。

○子育て支援部副参事（榎本 豊君） 新規の入園募集につきましては、昨日ですね、他の議員の一般質問の中でもお答えいたしました。検討してまいりたいということをお願いいたします。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） ぜひ、検討していただきたいというふうに思います。

それから、今回の狭山保育園の廃園の計画が、給食センター跡地の利活用の検討の中に入っていることで、保護者や市民の方は、そこに新しい認可保育園ができるので、代わりに狭山保育園は廃園にするというふうな受け止めた方も多いようです。新たな認可保育園が増えるというのは、もちろん歓迎するんですけども、これが狭山保育園の代わりにはならないというふうに思うんですけども、その点についての御認識を伺います。

○子育て支援部副参事（榎本 豊君） 第二学校給食センター跡地の利活用につきましては、当該計画において新たな認可保育園等を整備することによりまして、将来的な市全体の待機児童の継続的な解消が可能となることを見込み、長年の行政改革の課題として、検討を行ってきた狭山保育園の段階的な廃園の検討を進めることとしたものでございます。

なお、この認可保育園につきましては、狭山保育園の代替園として設置するものではございません。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） 代替園でないということであれば、距離的にも離れてると思いますし、なおさら狭山保育園、廃園にするのはおかしいんじゃないかと思います。地域から保育園がなくなってしまうということは、先ほども質問の中で言いましたけれども、やはり今その地域にいる方が遠い園に通うということになれば、乳幼児が遠距離通園を強いられることにもなります。これ以前も紹介したんですけども、やっぱり園が遠くなれば朝早く起きて、起きる時間も早くなりますし、当然寝る時間にも影響してくるということで、発達への懸念もあります。地域の少子化、過疎化ということにも、今需要が少なくなっているという御答弁もありましたけど、それはさらに拍車をかけることになり、まちの衰退にもつながりかねないのではと思います。子供の減少を理由にした廃園で、子供のさらなる減少を引き起こすという、この保育施策が子供の減少を引き起こす原因になりかねないという点を、きちんと直視していただきたいと思いますが、その点についての御認識を伺います。

○子育て支援部副参事（榎本 豊君） 市といたしましては、市内の各地域の人口に応じた保育需要を適切に見込みながら、質の高い保育サービスを提供できるよう、市全体の保育環境の整備を進めていくことで、安心して子育てができるまちとして、選んでいただけるものと考えております。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） 保育ニーズ、なかなかやっぱり専門家でも、見込むの難しいところだと思いますし、少なくとも今まだ狭山保育園の周辺地域、減少傾向にあったとしても、なくなってるわけではありませんので、やはりきちんと、今の段階で廃園というのは、やっぱりちょっとおかしいんじゃないかなというふうに思います。

それから、公立保育園は、保護者の満足度でなくて、ニーズも高いという調査も、以前、御紹介しました。東京都保健局が平成30年に行った保育ニーズの実態調査では52%、約半数の保護者の方が公立保育園を望んでいます。ただ、公立保育園、減らされていますので、実際に利用してるのは17%のみという、そういう報告なんですけれども、子育て日本一を目指す当市ですけど、ニーズの高い公立保育園を本当になくしてしまっているのか、最後にもう一度、御認識を伺います。

○子育て支援部副参事（榎本 豊君） ニーズにつきましては、先般の議員の皆様にも、全員協議会において御説明したとおり、市内、私立保育園と比べまして、狭山保育園希望者はここ数年にわたりまして、大幅に少ない状況でございます。また繰り返しになりますが、保育サービスの提供につきましては、公私における意義、役割に差異はなく、市内の認可保育園の全てがですね、子供たちに対し、適切な質の高い保育サービスの提供を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） 狭山保育園、市の北側に位置していますので、地域的な要因もあって減少傾向にあることは分かるんですけども、やはり少ない地域だからこそ、公立であれば残せるという見方もあると思いますので、ぜひ改めて狭山保育園を残すことを要望したいというふうに思います。

それから、⑤の今後の課題のほうに移りますけれども、今後の予定についてなんですけれども、市議会での議決ということが最終的には必要になるとは思いますが、その議決についてはいつ頃になる見通しなのか伺います。

○子育て支援部副参事（榎本 豊君） 引き続きまして、保護者の皆さん及び職員からの御意見等を伺いながら、段階的な廃園に向け、具体的な手法について検討してまいりたいと考えておるところでございます。条例につきましては、適切な時期に、議会への上程を行わせていただくことになるものと考えております。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） これまでの質問の中で、まだ段階的廃園が子供たちに与える影響についてだとか、どういうふうに影響を少なく抑えるのかということについて、まだまだ全然検証がされていないのかなというふうに思いました。

また今議会でも、保護者の方から複数陳情も出ております。市との合意形成を求めるものだというふうに思いますが、今後も保護者だけでなく、地域住民、市全体で広く議論の必要があるということで、先ほど質問もしましたが、少なくともこの保護者の方と、信頼関係が崩れてしまっているというようなことも伺いましたので、そういう信頼関係の回復ですとか、合意がとれるまでは、廃園の検討については凍結すべきではないかと思いますが、御認識を伺います。

○子育て支援部副参事（榎本 豊君） 繰り返しになりますが、保護者の皆様への情報提供や、意見交換などを行いまして、御理解をいただけるように努めてまいりたいと考えてるところでございます。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） 保護者や保育士さんなどね、当事者の方の理解はもちろんですけれども、地域住民、また市民全体で議論をきちんと行うことを改めて求めたいと思います。

今回の質問を通して、市が公立保育園の意義や役割を認識されていないんだということが分かりました。狭山保育園の段階的廃園についても、乳幼児に与える影響について、きちんと検証がまだされていなくて、そうした中で進められるというのは、保護者の方の不安は相当なものだというふうに思います。市がこのまま強引に段階的廃園ということで進めてしまえば、子供たちの最善の利益を保障すべき市が、質の高い保育を受ける権利を侵害されることにもなると思います。これ、あってはならないことだというふうに思います。市においては、公立保育園の意義、役割について、改めてしっかりと認識し、公立保育園の維持拡充で保育を受ける権利を保障することを強く求めます。

次に、2の小中学校の少人数学級と統廃合のところに移ります。

以前の議会でも取り上げたんですけれども、今子供たちの置かれている状況は、本当に深刻だというふうに思います。子供の自殺、過去最多となって、不登校も増加しています。より一層、一人一人に寄り添ったきめ細かい教育を実現してほしいということで、これまでも繰り返し要望をしてきました。

子供たちにとってはもちろんですが、やはり教員にとっても、子供一人一人に向き合える環境整備をすることが必要だと思います。段階的な35人学級ではなく、今すぐにもっと少ない人数にする必要があるのではないかと思います。

コロナとの関係でいっても、1年以上たつのに子供の環境整備は整っていない状態です。デルタ株の状況からも、改めて少人数学級の必要性が高まっていると思います。さらなる少人数学級、緊急に進める必要があるのではないかと思います。改めて認識を伺います。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 現在、東大和市立小・中学校版感染症予防ガイドラインを踏まえた、感染症に関する方策に基づきまして、各学校において感染症拡大防止対策を徹底した上で、教育活動を実施しております。このことから、現時点では現在実施している小学校の段階的35人学級を継続して対応しますとともに、国において行おうとしている学習面に限らない教育的効果の検証結果や、その後の動向を確認していく必要があると認識しております。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） 本当に子供たち、相当なストレスを受けているというふうに思います。行事の縮減だったり、マスクを常に着用して、給食は黙食で食べる。友達ともなかなか密になって触れ合えないなど、学校生活の中の楽しみが奪われてるというふうに思います。子供の発達にとって必要なのは、当然勉強、今御答弁にもありましたけれども、学習面だけではないというふうに思います。その豊かな学びというのは何なのか、どういうふうに市が認識されているのか伺います。

○学校教育部副参事（富田和己君） 第二次東大和市学校教育振興基本計画においては、生きる力の育成に向けて、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力を強調整点として示しております。これらを一体的に充実させ、児童・生徒が未来社会を切り拓くための資質・能力を確実に育成することを目指し、教育活動の質の向上を図ることが、児童・生徒の豊かな学びにつながるものであると認識しております。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） 今御答弁にあったような、生きる力をつけるとか、豊かな人間性。ごめんなさい、そういう御答弁にあったようなことを、どういう環境でつくっていくかということだと思ってしまうんですけれども、学力というふうに言っても、もちろんテストの結果だけではなくて、分かる喜びであったり、これって何だろうとか、もっと知りたいなという意欲ですとか、友達と一緒に、ああでもない、こうでもないって考えながら導き出していく過程など、こういうものの結果として、学力というふうになっていくのではないかなというふうに思ってしまうんですけれども。そういう友達同士や先生との学びの積み重ねの中で、自分自身を見詰めたり、友達と認め合ったりすることが、自分の自信だったり、自己肯定感につながっていくのではないかなというふうに思います。

日本の教育は、画一的、管理的な面が強いということを指摘されてますけれども、やっぱり一人一人の個性や特性を伸ばしづらいということは、これまでも私も繰り返し述べさせていただいています。コロナの一斉休校の影響もあって、詰め込み的なその分の学習を詰め込んでいくというようなやり方も加速しているのかなと思いますし、本当に今、子供たちのストレス、相当だというふうに思います。

教員の負担も、本当に従来から本当に働き方改革ということと言われてましたけれども、そこにさらに消毒作業があったりとか、市内でもコロナによって今、登校控えというの増えているようですので、そうした個別の対応ですとか、GIGAも導入されましたけれども、端末、新しいものを使って休んだ子と、こう連絡を取ったりとかって、本当に私は限界ではないかなというふうに思っています。子供たちにとっても、教員にとっても、本当にゆとりある教育の実現が今すぐに求められているのではないかと思います。再度、御認識を伺います。

○**学校教育部副参事（富田和己君）** 新型コロナウイルス感染症の拡大により、学校の教育活動は大きく影響を受けたところであります。このような状況の中で、各学校においては、従来の取組を見直したり、代替となる取組を実施したりするなどしながら、児童・生徒が充実感を持ち、心に残る学校生活を送ることができるよう、教育活動の充実に向けてまいりました。教育委員会におきましては、教員の業務負担、業務の負担軽減を図るために、学習指導サポーターの導入や、スクール・サポート・スタッフの全校配置、統合型校務支援ソフトの導入などを行っております。教育活動の充実に向けて、引き続き学校を支援してまいります。

以上です。

○**副議長（佐竹康彦君）** ここで5分間休憩いたします。

午後 2時 1分 休憩

午後 2時 5分 開議

○**副議長（佐竹康彦君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

○**7番（上林真佐恵君）** 市としても様々、努力をしていただいて、学校にいろいろな支援をしていただいているということは理解してはいるんですけども、やっぱりークラス35人という人数に、やっぱり無理があるんじゃないかなというふうに思います。もちろん学校環境をよりよくしていこうというときに、学級の人数だけではなくと思うんですけど、ほかにも要素あると思うんですけども、やっぱりこの35人というのは——を少なくしていくというのは、非常に大きな要素ではないかなというふうに思います。少なくとも今の段階的な進め方では、4年生以上は40人のまま上に行くわけですし、中学校についてはまだなっていないというふうになってますので、それで②の進捗のところに行くんですけども、中学校への少人数学級の導入についても、国や都の動向を教えていただきたいと思います。

○**教育総務課長（斎藤謙二郎君）** 国におきましては、令和3年6月18日に閣議決定された、経済財政運営と改革の基本方針2021におきまして、小学校における35人学級等の教育的効果を実証的に分析、検討する等の取組を行った上で、中学校を含め、学校の望ましい教育環境や、指導体制の在り方を検討するとされております。現時点におきましては、その後の国や東京都からの情報はございません。

以上でございます。

○**7番（上林真佐恵君）** 先日、私どもの地方議員で、文科省の少人数学級など担当されている方々から、レクチャーをしていただく機会があったんですけども、やっぱり国は検討してから中学校に導入するというふうにするわけですね。いつまで検討するんですかということに対しては、明確な返答ありませんので、これやっぱり国の検討を待っているのは遅いんじゃないかと思えます。

文科省は自治体が先行しておやりになるならどうぞみたいな見解だったんですけども、ただ財源の裏づけがないので、そちらについては我々もやっぱり国として進めてほしいということは強く要望したわけなんです

が、やはり市としても、今の子どもたちや、先生方の本当に深刻な状況だと思いますので、やはりあらゆる可能性を探って、先行してやるべきだということを改めて要望したいんですが、その点についての御認識を伺います。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 少人数学級の導入につきましては、現在ですね、国の基準に基づき適正に対応しており、国の検証結果や、その後の動向を確認していく必要があると、そういうふうと考えておまして、現在、市で先行して導入することにつきましては検討には至ってございません。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） ちょっと残念な御答弁ですけども、時間的な猶予はないと私は思いますので、本当に本気で取り組んでほしいということで、心から要望したいというふうに思います。

次に、学校統廃合のところに行きますけれども、これまでも統廃合よりも少人数学級、進めてほしいということで、繰り返し要望をさせていただきました。今回ちょっと改めて、市も統廃合の計画、策定するに当たって参考にされたかと思うんですが、平成27年1月に文科省が出した公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引という資料を読んだんですけども、これ読むと統廃合ありきではないというふうに私は読み取りました。また国会答弁を調べてみても、平成31年3月の参議院の文科科学委員会で、当時の国務大臣が、統廃合一本やりではないというふうに、この手引について答弁をしています。

また先日の全員協議会でも、同僚議員が紹介しましたけれども、統廃合を進めたところでは、例えば文京区では、統廃合した後にマンションが建って、計画に反して大規模化してしまって過密になってしまったと。対応のために2回も改修したけれども、それでも足りずに、結局、図書室を教室に転換して、図書は階段の踊り場に置いていると、そういう事態になっているということでした。

さきに紹介した国会での議論の中でも、足立区で統合した学校の実例として、やはり近隣にマンションができて、登下校だけでも大変混雑になってしまって、毎日のように転倒したりする子がいて、保健室に来る子がいると。拙速に統廃合を進めた結果、教育環境が著しく悪化した事例も生まれているんですが、こうした大規模化の懸念についての御認識も伺いたいと思います。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 学校再編計画に基づき、統廃合をすることにより、国が定める標準規模の12から18学級となり、適正な規模になると考えております。また統廃合ときにはですね、校舎の建て替えを予定しておりますことから、教室不足等にならないよう対応したいと考えております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） ちょっとその人口の推移というんですかね、それをなかなか見込むのが難しいというところがあるんじゃないかなというふうに思います。

それから、文科省のこの手引には、小規模校のメリットですとか、小規模校を存続する場合の教育の充実方法ということで載ってるんですけども、そこにはどのように書いてあるのか教えてください。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 国の公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引におきましては、一般に小規模校に存在すると言われているメリットといたしまして、一人一人の学習状況や学習内容の定着状況を的確に把握でき、補充教育や個別指導を含めたきめ細かな指導が行いやすい、意見や感想を発表できる機会が多くなるなどがございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 私もこの手引、確認したんですが、今御答弁にあったような、一人一人の学習状況や

学習内容の定着状況を的確に把握でき、補充指導や個別指導を含めたきめ細かな指導が行いやすいですか、また児童生徒の家庭の状況、地域の教育環境などが把握しやすいため、保護者や地域と連携した効果的な生徒指導ができるというようなことが書いてあって、これこそが私は今の学校教育で不十分な部分、不十分なところで、逆にこういった点を強化、大切にするという教育環境こそが、求められているのではないかというふうに思います。

ちょっと先ほどの保育の話ともかぶるんですけども、やっぱりその少子化を前提で、地域から少子化だからということで、学校をなくしてしまっているのかということが問われていると思います。さんざん繰り返し、さんざん言ってきましたけれども、災害時の避難所としての役割も学校にはありますし、地域住民にとっても必要不可欠な公共施設であるというふうに思います。やはり地域から学校がなくなってしまうと、その地域の子育て環境は悪化しますので、ますます地域が過疎化するという、少子化が進みかねないというふうに思うんですね。やっぱりこの少子化ってすごく大きな問題ですけども、この市でもやっぱり少子化を解消するための施策、少子化前提ではなくて、積極的に少子化解消していこうという、そういう施策を行うべきではないかと思いますが、その点についての御認識を伺います。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 児童・生徒数の推計値につきましては、過去の実績及び東京都の推計値に基づきまして、市の人口推計の増減率を参考にして計画したものでございます。学校につきましては、児童・生徒数の減少や学校施設の老朽化といった課題に対応しながら、将来にわたり児童・生徒にとって最適な教育環境を確保することが、現在、一番必要なことと認識しております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） その人口推計というのが、なかなか難しいんじゃないかなというのが、今ちょっと御紹介した事例なんかからも分かると思うんですけども。ちょっと長寿命化計画も示されましたので、そっちの話に移りますけれども、ちょっと全員協議会のときも質問させていただきましたが、必要予算が載っていて、その算定の根拠としては、実際に設計をして出した金額ではないので、課題としてこういうものをきちんと計算する必要があるというようなことが載っていたかと思うんですけども、精査し、抑制するということがかかれていましたけれども、やっぱり国庫補助のメニューがないという状態で、市だけの財政で賄うのは本当に困難だというふうに思います。国に財政負担を求めていくということで、部長も全員協議会のときに御答弁されましたけれども、やっぱり市財政だけで賄おうと思ったら、仮に統廃合を進めたとしても、本当に莫大な費用ですので、国からの財政措置というのは不可欠だというふうに思います。引き続き、自治体から強く要望してほしいんですけども、1つ伺いたいのが、建て替えの長寿命化と建て替えのスケジュールを見ると、その順番が実施計画を見ると必ずしも古い建物からにはなっていないんですけども、その理由について伺います。

○建築課長（中橋 健君） 建て替え、また長寿命化の更新計画につきましては、小中学校の再編計画においての統廃合のスケジュールと整合を図ることを優先しております。また、施設の劣化状況が進んでいる学校から長寿命化改修を計画しております。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） 耐震工事はされているにしても、耐久性ということとは別だと思うので、普通に考えたら古い建物からやる、着手するのかなというふうに思います。GIGAスクールの導入ですとか、GIGAスクールと関連して教室の面積の基準が変わってくるのではみたいな話もありますし、少人数学級の動向もあ

りますし、この先、学校教育については、すごく大きく変化する可能性があると思います。こうしたことから、まずは古い建物から、統廃合は置いといてですね、古い建物から長寿命化を図るのが、一番、合理的なんではないかなと思うんですが、その点についての御認識を伺います。

○**建築課長（中橋 健君）** 学校施設の劣化状況を調査いたしまして、劣化が進んでいる学校から更新計画に反映し、計画してるところでございます。

以上です。

○**7番（上林真佐恵君）** 全員協議会の際には、5年ごとの見直しについても質疑をさせていただきました。見直しのポイントとしては、国庫補助等の財源、本当に日本全国の共通の問題だと思いますので、こういうメニューが今後変わるかもしれないということですか、まあ人口推計ですね。それから、オンライン学習の動向についても挙げられていたというふうに思います。

学校環境の教育の変化、今本当にすごく変わってると思うので、やはりこれに柔軟に対応する必要があって、市も大幅な見直しというのは視野に入れているものというふうに理解をしています。校舎の老朽化は本当に、私は本当に喫緊の課題だと思っていて、以前、市議団で全校を回らせていただいたんですけども、本当に古くて、耐久性としてはまだ使えるのかもしれないんですけど、やっぱり子供たちも、もうお金がないから仕方ないよねとかって言いながら使ってるというのは、やっぱりすごく悲しいというか、教育にお金をかけない、日本は教育支出がほかの先進国に比べて低いですけども、本当にお金をかけない国って何だろうって、私は本当に思ったんですけども。やっぱりお金がないから学校を減らすという、そういうことではなくて、子供たちの学びの環境をよりよいものにしていくために、統廃合ありきではなくて、地域に学校を残す可能性を探ってほしいということを強く要望いたします。

この項については以上です。

次に、高齢者世帯や低所得者世帯等へのエアコン補助について伺います。

市長の御答弁では、熱中症対策としては効果的であるという認識ですけども、補助を実施する予定はないということなんですけれども、その理由について伺います。

○**生活福祉課長（川田貴之君）** 現状では、民間アパートなどはほとんどエアコンが付されているなど、エアコンの普及率は高く、またエアコンの設置の助成に関する御相談もない状況であります。また、他市でも熱中症対策として、エアコンの設置の助成を行っているところはほとんどない状況であります。こうしたことから、設置に関する補助事業の予定はございません。

以上でございます。

○**7番（上林真佐恵君）** 実際、賃貸なんかでエアコンがついてないところって少ないと思いますし、そんなに多くの方が必要としないというのはあるかもしれないんですけども、逆に考えれば必要としている方が少ないのであれば、必要な予算というのも少なくて済むので、私は導入しやすいのではないかなというふうに思うんですね。高齢者の方なんかでは、エアコンがあってもつけないという方も一定数いらっしゃると思うんですけども、こうした補助制度をきっかけにエアコン、今、別にうちないけど問題ないよという方もいると思いますけど、こういう制度をきっかけにエアコンを付けてみようかなというふうになる方もいるのではないかと思います、その点についての御認識を伺います。

○**生活福祉課長（川田貴之君）** エアコンがあっても使用しない高齢者は、健康感や生活習慣を理由としておりますので、補助制度の導入は有効でないと考えております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） ぜひ、そのきっかけになるんじゃないかなと思いますので、御検討いただければと思います。

それから、他市の状況ですけれども、八王子で、主には省エネ対策ですけれども、エアコン補助をやっているということですが、その制度の詳細を教えてください。

○生活福祉課長（川田貴之君） 八王子の制度は、省エネエアコン設置費補助制度というもので、世帯員全員が市税を滞納していない、八王子市内に住民登録のある個人が、令和3年3月15日から8月31日に、統一省エネラベル、四つ星以上の省エネエアコンを市内の販売店から新品で購入し、自らが居住する市内の住宅に設置した場合に、費用の4分の1、最大2万円を補助するものであります。また、18歳未満の子供がいる世帯、妊娠している方のいる世帯、65歳以上の方のみの世帯については、2万円が加算されるというものであります。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 私もちよつと調べたんですが、足立区や荒川区でも同様な助成事業をやっています、結構条件、補助金額とか対象者もある程度絞っているようです。また予算の上限をあらかじめ設定することで、青天井になるということもないような、そういうふうにしてるようなんですね。なので制度設計の工夫次第では、そんなに莫大な予算を投じなくても導入可能ではないかと思いますが、その点の御認識を伺います。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 先ほどの答弁にもありましたように、主に高齢者というものは、エアコンを使用しない理由といたしまして、経済的な理由ではないものを出しております。このためですね、エアコンの購入補助につきましては、その事業規模のいかにかわらず、事業効果というものがそれほど期待できないと、このように認識しております。

以上であります。

○7番（上林真佐恵君） まあ、そうおっしゃらず、検討していただきたいと思うんですけど、確かに、そういう長年、こう生きてきた中のそういう生活習慣とかね、なかなかそういうのって変えるの難しいと思うんですけど、ただ実際にやっぱり熱中症で、毎年、倒れる、搬送される方、命を落とす方もいらっしゃいますし、特にやっぱり高齢者ですとか、小さいお子さんなんかはリスクが高いというふうに思いますので、必要なさうだからということではなくて、ぜひ検討していただきたいと思います。

私が受けた相談の中では、前はついてたんだけど壊れちゃって、それ以来ちよつとつけてないんだということですか、やっぱりこれまであんまり使ってなかった人でも、今年なんか本当に暑かったですし、こうなってくるとやっぱりちよつと必要、御家族の方に言われたとか、テレビでもやっていますので、やっぱりつけようかなというふうになる方も、やっぱりいらっしゃいます。やっぱり命に関わる暑さになってきますので、市民の命と健康を守るために、そういう制度をつくって、市としてもぜひ後押しをしていただきたいということを要望いたします。

この項については以上です。

ごめんなさい、言い忘れたんですけど、先ほど御紹介あったみたいに、例えばそのエアコンを市内の事業者で使った場合に補助の対象となるというような、そういう条件設定をつけてるところもあります。荒川区も、そういうふうにしてますので、熱中症予防ということではなくて、市内事業者の支援にもつながると思いますので、ぜひ前向きな検討をお願いいたします。

以上です。

最後、子供の弱視のところですが、こちらについては今回補正予算で、スポットビジョンスクリーナー、購入をされるということで、補正予算のほうで必要な質問はしていただきましたので、要望のみとさせていただきます。改めて市が、必要な事業だという認識の下で、厚労省の補助制度創設を待たず、検査機器、スポットビジョンスクリーナーの購入をされたことを高く評価をします。

購入から実際に運用するまで、様々な調整が必要だという御答弁でした。市においては、ワクチン接種や新たな事業である自宅療養者への独自支援など、やるべきことがたくさんある状況だと思いますが、引き続き早期導入に向けて調整をお願いしたいと思います。

以上で、私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○副議長（佐竹康彦君） 以上で、上林真佐恵議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 実 川 圭 子 君

○副議長（佐竹康彦君） 次に、4番、実川圭子議員を指名します。

〔4番 実川圭子君 登壇〕

○4番（実川圭子君） 議席番号4番、実川圭子です。通告に従い、一般質問を行います。

まず、1、多様な幼児教育についてです。

2019年10月より、幼保無償化が始まりました。子ども・子育て新制度は、保育園、幼稚園などの施設に通う子供だけでなく、地域で子育てする子供など、全ての子供を対象にしていますが、制度が始まったときには、施設を持たない保育や自由な保育、外国人学校の附属幼稚園などが対象外となりました。

その後、46万筆の署名とともに、国への要請があり、今年度より「地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援」制度ができました。

そこで、この「地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援」の実施に向けて、当市の現状と課題を伺います。

次に、2点目として、児童・生徒用1人1台コンピュータの利用についてお尋ねします。

新型コロナウイルスの市内感染者も急速に増え、小中学生の感染も出て、学級閉鎖になるクラスも出ている中、オンライン授業も行われるようになりました。今年度当初から1人1台のコンピュータを利用できる環境は整い、各学校で工夫しながら活用していると思います。

そこで、以下、3点について伺います。

- ①コンピュータの持ち帰り状況と家庭での利用状況について。
- ②教科学習以外の利用について。
- ③メディアリテラシー教育について。

以上で、この場での質問は終わりにさせていただきます。

なお、御答弁につきましては、昨日の中間議員、和地議員と重なる部分もあるかと思いますが、ぜひ市長からの御答弁を伺いたく存じます。

再質問につきましては、自席にて行いますので、よろしく願いいたします。

〔4番 実川圭子君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、小学校就学前の子供を対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業について

であります。現状につきましては、近隣市の状況の把握に努めているところでありますが、市としましては、東大和市子ども・子育て憲章の理念に沿い、子供たちの様々な個性や考え方を認め、可能性を引き出せるよう、幼児教育・保育を必要としている本市の子供たちに対し、利用している施設の種別によって分け隔てられることなく、子供たちの最善の利益を考慮した幼児教育・保育の提供を図っていく必要があると考えております。課題につきましては、本事業を進めるに当たりましては、国及び東京都から、対象施設等、必須となる基準が示されております。その基準に係る適合の判断につきましては、施設所在地または対象幼児が在住する市町村が行うこととされておりますことから、事務量の増加などが課題であると考えております。

次に、児童・生徒用1人1台タブレット端末の利用についてであります。市内小・中学校ではタブレット端末を児童・生徒に持ち帰らせ、家庭学習や学校から家庭への連絡などに活用しております。詳細につきましては、教育委員会からお願いします。

次に、教科学習以外の利用についてであります。特別活動や学校行事、学校から家庭への連絡等、様々な場面において活用されております。詳細につきましては、教育委員会からお願いをします。

次に、メディアリテラシー教育についてであります。タブレット端末の導入により、児童・生徒が端末を利用する機会が増加していることから、情報モラル等の情報活用能力の習得が必要であると認識しております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長（真如昌美君） 初めに、児童・生徒1人1台タブレット端末の利用についてであります。令和3年5月上旬までに、全ての学校がタブレット端末を家庭に持ち帰らせ、インターネットの接続確認を実施いたしました。その上で、児童・生徒の実態や、学校の状況に応じて、週末や夏季休業中にタブレット端末の持ち帰りを実施しております。家庭におきましては、ドリルソフトによる学習や、掲示板機能による連絡配信など、タブレット端末を活用しております。

次に、教科学習以外の利用についてであります。各学校では保護者のオンライン開催や、学校行事のオンライン配信、タブレット端末を活用した保護者アンケート等を行っております。さらにビデオ会議ソフトで学校間をつなぎ、中学校連合生徒会をオンラインで開催するなど、学校を超えた利用も行っております。

次に、メディアリテラシー教育についてであります。これまでもセーフティ教室などにおいて、携帯電話やスマートフォン、インターネットの安全な使用や危険性について、指導を重ねてきております。1人1台のタブレット端末の導入により、各教科等の特質に応じた適切な学習場面において、児童・生徒の情報モラルをはじめとする情報活用能力のさらなる育成を図ってまいります。

以上でございます。

○副議長（佐竹康彦君） ここで10分間休憩いたします。

午後 2時33分 休憩

午後 2時41分 開議

○副議長（佐竹康彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○4番（実川圭子君） 御答弁ありがとうございました。それでは、順次再質問させていただきます。

まず1点目の「地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援」というこ

とですけれども、昨日も中間議員が質問した中で御答弁もありましたので、重ならない範囲で伺わせていただきたいと思います。

まず、私は今回この質問をするに当たり、多様な幼児教育の施設の一つであります立川市にある西東京朝鮮第一初中級学校の幼稚班を見学させていただきました。この幼稚園は、3年前に学校内に保育の専用スペースを十分に確保して、2人の有資格者の保育士が7名の子供の保育を行っていました。私から見ても、しっかりとした保育を行われているなど感じました。しかし、外国人学校の附属幼稚園は、幼保無償化の対象外とされていて、またその後、この4月からは、それが保護者への補助金を出すという利用者支援制度になり、その制度を国がつくったということで、ぜひこの制度を活用していただきたいと思い、質問をしています。

現在この幼稚園には、小金井市、小平市、東村山市、武蔵村山市、国立市から1人ずつ、それから東大和市からは2人のお子さんが通っているということです。そのうち、この制度を実施しているのは国立市だけで、東大和市でもぜひ実施をしていただきたいと思っています。

昨日の市長の御答弁では、実施に向けて前向きに検討していきたいとのことでしたので、ぜひ期待をさせていただきたいと思います。私がこの地域、小学校就学前の子供を対象とした多様な集団活動事業の利用支援、これを進めてほしいと考えている理由が幾つかあります。

1点目は、幼保無償化の対象外の施設に対して、これまでは各自自治体の判断で補助制度をつくってるようなところもありましたけれども、この制度は国が推進するためにつくった、国がつくった制度だということです。

2つ目は、制度があっても自治体の手挙げ式で行われるということで、逆に言うと自治体の手挙げをしなれば、利用ができないという制度になってます。

3つ目は、これまで無償化の対象外とされていた施設に通わせている保護者も、この幼保無償化の財源となる消費税を払っているのに、そのサービスを受けれませんでした。制度が整ったことで、ようやくそれを受けられることができるということが、この制度の特徴だと思います。

4点目は、市が制度利用を進めなければ、同じ施設に通っていても、住んでいる自治体によって、補助が受けられたり、受けられなかったりという不平等が現在生じているという点です。

5つ目は、東大和市は日本一子育てしやすいまちを目指していますので、率先してこの制度を利用させていただきたいと思っています。

6点目は、東大和市子ども・子育て憲章に、全ての子供たちが対象だとの理念があると、市長の御答弁でもありました。

そういった、子ども・子育て憲章をつくった、この市ですから、ぜひ差別をしないという意味でも、この制度を早急に実施して、そして子供たちにとって使えるようにしていただきたいと考えています。たとえ通っている子供が、少人数でも対応すべきだというふうに考えます。というような点で、ぜひとも実施をしていただきたいと思いますけれども、幾つか確認させていただきます。

まず、これに先立ちまして、幼保無償化の対象外だった施設、例えば地域の子ども・子育て支援事業の多様な事業者による保育、いろんな保育の形態のところがありますけれども、そういったところに、国立市や小平市では独自の支援策というのを補助金として出していたというふうに聞きました。幼保無償化の対象外になっている、そういう地域の多様な子育てをしているところに、東大和市としてはそういった補助金などの制度がありますでしょうか。また、そういったことを検討されたかどうかお伺いしたいと思います。

○保育課長（関田孝志君） 対象外の施設への補助につきましてはですね、今まで検討したこともございません

し、現在もございません。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) 多くの市が、そういったところは独自でやってはいないんですけども、そのところを今回、国が制度をつくったということになるかと思えます。

それで、この制度は、外国人学校、附属幼稚園のほかにも、例えば自由保育をしているところですか、施設を持たない保育をしているなど、いろんな幼児教育が対象になっていると思います。市が基準適合審査ですか、それを行って、決定をして、その上で補助が出るというような仕組みになっていると思いますけれども、その対象となる多様な幼児教育を行っているところは、東大和の児童が通っている施設としては、昨日の御答弁ですと、この西東京朝鮮第一初中級学校の幼稚園班だけだということだったと思いますけれども、この対象となる児童の把握というのはどのようにされているのかお伺いします。

○保育課長(関田孝志君) 対象となる施設を利用している人というのはですね、やはり市のほうから呼びかけないと声が出てこないのかなと思っております。無償化が始まった当初においてはですね、森のようちえん的なところに通っている児童の保護者からですね、対象になりますかという問合せは1件あったというふうに記憶してるところでございます。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) そういったところに通っている方も、この制度ができればそれを、例えば東大和市がその制度を利用するというふうになれば、それを周知して、その通っている方から要請を受けるという形で補助金が出されるのでしょうか。その仕組みについてお伺いします。

○保育課長(関田孝志君) 制度が立ち上がり次第ですね、ホームページ、市報等で呼びかけをさせていただいて、それを見ていただいて申請をいただくと。申請に基づいて手続を取るというような形になるかと思えます。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) 私がちょっと、この制度についての説明を見たところでは、例えばこの西東京朝鮮第一初中級学校でしたら、そういった施設からうちの学校には東大和の子が通っているので、そちらのほうから申請が来るような形になってるのかなと思ったんですけど、もう一度ちょっとその点についてお伺いします。

○保育課長(関田孝志君) 先ほど来、出てる朝鮮関係の幼稚班につきましてはですね、直接、学校の関係者が来庁いただいてですね、ぜひ対象にしてほしいというお話はございました。ですが、直接はお申込み自体は、市と保護者というような形で行われます。その施設が該当してるか否かというのは、市とその施設というような形で、実際問題、補助金を受けるに当たってはですね、保護者の要は保育料という部分に対しての補助という形になりますので、市から保護者にお金を払うというような制度になるかと思えます。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) 了解しました。

その保育料なんですけど、補助金なんですけど、この補助金というのは、大体上限が2万円というふうな形で、資料を見るとあるんですけども、市がもし実施をするとしたら、予算規模としてはどの程度になるのかお伺いします。

○保育課長(関田孝志君) 予算的にはですね、1人月額2万円というのが上限になります。それ掛ける、12か月掛ける人数かなというふうに思ってます。今現在いるというのが2名というふうに聞いてございますので、

2名に若干のプラスをして予算を計上するのかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) これは市の負担は、そのうちの3分の1というふうに聞いてますけど、そのことでよろしいでしょうか。

○保育課長(関田孝志君) 議員がおっしゃるとおりですね、3分の1が市と、3分の1、国と東京都というような形で費用の案分がされてるところでございます。

以上です。

○4番(実川圭子君) 今、通ってる方が2人、対象が2人ということなので、ちょっと調べたところによりますと、その立川の朝鮮学校については、月額1万5,000円という月謝というか——なので、それが上限になるのかなと思うと、市の負担が月5,000円ぐらいなのかなというふうに思います。予算上では、出せない金額ではないかなと思います。しかし、保護者にとっては、大きな額になると思いますので、実施を進めていただきたいと思いますが、あとは先ほども申し上げましたとおり、同じ場所に通っていても、ほかの市に住んでいたら、その実施してる市に住んでいたら、その補助金は受け取れて、東大和に住んでいたら、今受け取れないという不平等が生じている状況だと思います。

そういうことですので、この市がこの事業に取り組むか取り組まないかによって、その補助金が受け取れるか、受け取れないかという状況になっているのが現在だと思います。この国の負担もありますので、市から国へ交付申請というのを出すというふうに聞いています。その提出の締切りが8月末にあったということで、8月末までに申請をすれば10月に交付決定がされる。8月末までに申請ができなかったとしても、12月末までに変更交付申請書というのを提出すれば、2月までに変更交付されて、今年度4月からの分を遡って補助ができるというふうに聞いているのですけれども、そのような認識で、これはよろしいでしょうか。

○保育課長(関田孝志君) 事務手続についてはですね、今現状まだ進めるというふうに決定してないためですね、詳しいところは調べてございません。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) そのようにも聞いていますので、12月末までに申請を行えば、遡って今年度出せるというふうな制度になってるようですので、ぜひ今年度実施できるようにしていただきたいと思います。

市が動かなければ保護者の方にとって、その補助金を受け取れるもの、受け取れる権利というか、受け取れるはずのものが受け取れないというふうなことになってるかと思います。市が手挙げをしないことで、市民が不利益を被ることになるというふうに考えられます。市は責任を持って、その点、進めていただきたいと思います。今まだ決めていないということだったんですが、ぜひ今年度実施できるように進めていただきたいと思いますが、見通しをお伺いします。

○保育課長(関田孝志君) 現段階においてはですね、まだ他市の状況を見たりですね、事務の手続の中身を確認している最中でございます。年度内の実施は、今現状としてはですね、事務的には難しいかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) 市長の冒頭の御答弁でも、事務量の増加に伴う職員の負担なども過大だというふうにおっしゃってましたけれども、やはりこの点については、通ってるお子さんの、昨日の市長の御答弁ですと、分け隔てられることがないようにというような御答弁もあったと思いますので、ぜひ検討をしていただきたい

と思います。国や都でも要綱やひな形が示されていて、認定基準なども示されてるということですので、また先行して取り組んでいる市などの情報を共有していただいて、負担軽減も図れると思いますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

最後に、市長にお願いなんですけれども、ぜひどのような場所で保育されているのかというのを、見学に来てほしいというふうなことも聞いてますので、今コロナ禍ではすぐは難しいかと思いますが、コロナが落ち着きましたら、感染予防策を講じて、ぜひ現地などにも足を運んで、実際にどんな保育がされてるのかというのを見ていただきたいと思います。たとえ1人の子供のためであっても、市の取組の姿勢を見せていただきたいと強く要望しまして、この項は終わりにしたいと思います。ぜひ実現に向けて、御協力よろしく願いいたしたいと思います。

では、2点目の児童・生徒1人1台コンピュータの利用についてに入ります。

市内感染者も本当に増えまして、またここでさらに学級閉鎖も出てきたということで、実際にオンライン授業というのが進んでいるのかなというふうにも捉えております。ちょっとここ、私が通告のときに1人1台コンピュータと書いたんですけれども、これは保護者や子供たちに、最初のときに使い方などを示したガイドラインですか、それのところを見ると1人1台コンピュータと書いてあったので、そのように用語を統一して通告したんですけれども、実際にはタブレットという話でお話されてると思いますので、タブレットという言葉でいきたいと思いますが、このタブレットを利用して様々活用されてる状況は、昨日のやり取りの中でもよく分かりました。

その中で、タブレットは道具だという話もされていて、私も全く同感で、この道具をいかに使いこなすかということだと思いますけれども、やはり紙に書かれたノートとかワークブックだと、大人がぱっと見て、ああ今こんな状況だというのが、すぐ見て分かるんですけれども、タブレット上で子供がどんなふうに使っているのかというのが、なかなか外から見ても分からない。保護者としては、便利だろうなというのは分かるんですけど、保護者から見るとどのように関わってよいかというのが非常に悩まれている様子が、私のほうにも聞こえてきました。子供が自由にアクセスできるという範囲が広がれば広がるほど、子供にとってもやっぱりその使う責任というのをしっかりと身につける必要があるのではないかと思います、このような質問項目を3点、用意しました。

まず1点目につきましては、家庭でどのように使われているかということで、本当に実際のところ持ち帰って、みんながみんな同じようにちゃんと使えてるのかというのが、非常に私自身も実際に見ていないので、例えば持って帰って放置されて、置きっ放しにしといて、学校に持ってって、慌てて学校でやってるのかなんか、そんな状況もあるのかななんて思いつつも、家庭で本当にみんなが使えているのかというところが、ちょっとお伺いしたいところです。

全校で一度は持ち帰ってるという話だったと思いますけれども、例えば低学年で保護者がいない中で、子供1人で使うことができるのかとか、あとは家庭で使用方法が分からなくなっちゃったとか、あとは何かトラブル、ソフトが動かないとか、トラブルというようなことはなかったのか。そういった対応について、先生はどういうふうに、電話で対応するのかとか、そのあたりについてどのように、誰がどのように対応しているのか、お伺いしたいと思います。

○学校教育部副参事(富田和己君) タブレット端末の家庭への持ち帰りにつきましては、5月に全校が持ち帰った後ですね、そのあと各学校、それから子供の学年等の状況に応じて持ち帰りを行っております。実際に

家庭の中で具体的などというトラブルがあったかということについては、把握をしてるわけではないのですが、学校の中でまずどのように使うかということをご指導した上で、持ち帰る理由ですかね、このようなことに使うので持ち帰るということ、明確にして持ち帰りをしているということですので、そこの中でできないことをできるようにしたりとかというふうには、1学期の中、進めてきて、夏季休業中も使っていたというふうには聞いております。

以上です。

○4番(実川圭子君) 昨日、ドリルソフトの話などもありましたけれども、そういったものについても、先生の指示でここからここまでやってとかというような使い方なのか、それともその範囲以外でも自由に子供が使えるのかというところをお聞きしたいんですが、休み時間などには使っていないよって言われているような学校もあるようなんですけれども、インターネットの検索とか、ユーチューブなども自由に使えるような状況なのかどうかお伺いします。

○学校教育部副参事(富田和己君) ドリルソフトにつきましては、先生のほうでここまでということもございますし、昨日も答弁をさせていただいたとおり、学年等も遡って使うこともできますので、自身の中で振り返りということでも、自主的に使うことも可能となっております。また、インターネットやユーチューブにつきましては、セキュリティーのソフトのほうでよくない検索と、そういうところはカバーをしておりますが、子供たちが学習に主体的に使うことができるようにはなっております。

以上です。

○4番(実川圭子君) それから、オンライン授業などができるようになってきていると思いますけれども、イメージとしては、学校で先生が授業してるのを、ずっとそのまま画面を通して見てるというような形式なのか、それとも何かほかのずっと授業を受けてるという形なのかどうか、ちょっとオンライン授業のイメージについてお伺いしたいと思います。

それから、兄弟などが家庭で複数いる場合に、通信機能を使ってトラブルなく、複数のお子さんでも使えているのかや、あとは全ての家庭でオンライン授業というのと、通信を介して双方向のやり取りですか、そういうのもきちんとできる環境になっているのか、そういったことを全部確認ができてるのか、実際に使ってみてやっているのかどうかなどについてお伺いします。

○学校教育部副参事(富田和己君) オンライン学習のイメージについてであります。オンライン学習につきましては、先ほどのドリルソフトによる学習や、それから学習課題の送受信、それから双方向で画面を通してのやり取り、そのようなもの等々が挙げられますので、その学習の形によって、いろんな使い方をしていると聞いております。

それから、兄弟との中で家庭での通信が可能かということについては、今のところですね、兄弟が複数いることによって、つながりづらい等の報告は受けておりません。

また、全ての家庭での状況についてであります。先ほどもお伝えしたとおり、5月に一度確認をした後、また今、新たにですね、実際にどうなのかということで確認をしておりますが、インターネット環境のない御家庭につきましては、市のモバイルWi-Fiルーターのほうを貸し出すという形で、全ての家庭ができるようにというふうにしております。

以上です。

○4番(実川圭子君) 環境は整ってるとは思いますけれども、実際にそれが滞りなく、同じようにできてるの

かという、なかなかこう見えないところでのやり取りなので、難しい人もいるのではないかなと私は思うのですが、今のところうまくいってるということで、どうしてもこう、つながらなかった場合には、例えば学校を開放して、そこで使っていいよとか、何かそういう柔軟な対応も、もしかしたら必要なかなと思うのですが、そのあたりは学校で判断していただきたいと思います。

それから、基本的に家庭で充電にかかる電気代とか通信費は家庭持ちだ。ルーターは貸出しですが、通信費などは家庭で払っていると思いますけれども、そのことについて家庭の負担がやはり増えるわけですから、就学援助費の増額ですとか、そういったことで何か補助制度で対応するようなことができないかと思うのですが、いかがでしょうか。

私の相談があった方とかも、普通のスマホでも充電の費用を節約するためにふだんは切っておいて、必要があるときだけ電源を入れてるような、節約の生活をしている家庭もあると思いますので、そういう方については非常に負担感が大きいと思いますけれども、その補助制度についてのお考えをお伺いします。

○**学校教育部長（矢吹勇一君）** 就学援助費に関して、児童・生徒のタブレット端末に関しましては、家庭で使う場合、それ以外の端末と、モバイルWi-Fiルーターによる通信を行った場合の通信費の切り分けが難しいということがございます。そうしたことから、現時点では通信費についての補助としては予定してございません。

以上でございます。

○**4番（実川圭子君）** なかなか切り分けて、ほかのことに使ってるということもあると思いますので、なかなか難しいのかなと思いますけれども、もしそういった相談ですとか、配慮などができるようでしたら御検討お願いしたいと思います。

それから、もう一点、不登校の児童や生徒についてはオンラインで、利用で少し学校に関われるようになるような話も聞こえてきましたけれども、実際、1学期間の中で、何かそういった状況が変化したですとか、そういった事例がありましたら教えてください。

○**学校教育部副参事（富田和己君）** 不登校児童・生徒のオンラインによる支援につきましては、令和2年の10月に文部科学省のほうから通知がございまして、不登校児童について、適応指導教室ですとか、フリースクール等の民間施設、それからこういうオンライン等のICTを活用した学習支援について、状況を把握した上で出席扱いとすることができるとなっております。

今回、1人1台のタブレット端末が導入されたことによって、各学校ではですね、児童・生徒の実態に応じて、オンラインにより学習支援、それから相談支援について、保護者の方と相談の上、行っていると聞いております。

以上です。

○**4番（実川圭子君）** 家庭での使用状況などもよく分かりましたので、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

2点目の教科学習以外の利用についてに移りたいと思います。教科以外でも保護者会ですとか、先生方の会議などでも使われていたり、あとは連合生徒会などの実施などもされてるということで、うまく活用されてるのかなというのは分かりました。今後、他校との交流なども、うまく使えばいろいろ積極的な意見交換などもできるのかなと思いますので、よろしくお願ひします。

お聞きしたいのは、例えば学校評価アンケートや、いじめに関するアンケートなど、そのアンケートなども、

これでタブレットを利用して集計したり、集計というか、アンケートを取るようなことができるのかをお伺いしたいと思います。

例えばですね、最近、社会問題化されてるヤングケアラーの問題なども、私は実態調査などが必要なのではないかなというふうに考えてるんですけども、それに限らず、何かこう生徒たちへのアンケートや実態調査などをすることにも利用できるのでしょうか。

○学校教育部副参事（富田和己君） 今回のタブレット端末には、アンケートをとることができる機能がついております。実際にそれを活用して、様々な形でアンケートを取っている学校があると聞いておりますので、そのよい事例を把握し、展開をしながらですね、便利なところは使っていけるようにしたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（佐竹康彦君） ここで5分間休憩いたします。

午後 3時12分 休憩

午後 3時16分 開議

○副議長（佐竹康彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○4番（実川圭子君） 今はタブレットの教科学習以外の利用についてお伺いしてるところなんですけど、先ほどはアンケートなどにも活用できるということだったんですけど、子供の意見を表明する機会というのも、これまでなかなかこう、発言をできにくかった子も、意見を出しやすくなるというようなことも聞いてます。今後は例えばまちづくりなどにも子供の意見を反映させるなどの活用もできないかなというふうに、これは私の思いなんですけども、例えば児童・生徒と市長のタウンミーティングですとか、そういったことも活用できるのではないかなというふうに思いますので、ぜひ御検討ください。

それから、子供からの相談などについて、これが活用できないかというのをちょっと考えてみたんですけども、昨年度まとめた厚生文教委員会の「子ども達のこころといのちを守るため」の取り組みについてということで、所管事務調査を行いましたけれども、その中で委員からの提案でSNSを活用した、利用した相談を進めてほしいというようなことを挙げた方が、委員が多くいました。そういった相談については、それを受け取って、それを返すという、相談を受ける側がしっかりした体制が必要だとは思いますが、こういったタブレットから相談ができるような仕組みを検討していただけないか、お伺いしたいと思います。

○学校教育部副参事（富田和己君） タブレット端末を利用した子供からの相談についてでございますが、現状の児童・生徒のタブレット端末では、電子メールやSNS等の利用については一定の制限をかけており、タブレット端末を利用して、外部機関への相談等は、今の設定ではできないこととなっております。

以上です。

○4番（実川圭子君） これはこのタブレットを使ってというよりも、やはりそういった相談をできる、東京都などではありますけれども、やはり身近な市の中でも、そういった相談を受けるというようなことも、今後、必要なのではないかなと思ってお伺いしてみました。

では、次の3点目のメディアリテラシー教育についてお伺いしたいと思います。

このタブレットのスキルを身につけることで、子供の世界というのは非常にこう、格段に広がると思います。また、NHKの文化研究所というところが、国民生活時間調査というのをやっているんですけども、それによ

るとテレビを見る子供が減り、スマホやパソコンなどを使う時間のほうが多いという、子供たちの実態がその調査で分かっています。学校のタブレット以外でも、触れる機会、そういったスマホですとか、パソコンですとか、触れる機会も多くなってるかと思いますが、その使い方については、やはりしっかりと責任も伴ってくるかと思っています。

このメディアリテラシーというふうに書いたんですけれども、学習指導要領では情報活用能力というところですね。そして、情報及び情報手段を主体的に選択し、活用していくための個人の基礎的な力というふうに定義されているようなんですけれども、また昨日はメディアリテラシーではなくて、今はデジタル・シティズンシップ教育だというようなお話もあったと思いますけれども、情報をいかに活用するか、決して抑制していくということではなくて、情報を適切に理解、解釈、分析して表現していくという、読解力と記述力、平たく言えば読み書きだと思いますけれども、そういった基礎的な力を身につけていくということだと思います。

この指導要領のところを見ますと、情報活用能力には、情報活用の実践、科学的な理解、情報社会に参画する態度の3点が挙げられていて、この情報活用の実践というのは、実際にこうやって授業でICTを使う、スキルを身につけるということで、もう現在どんどん進められていると思います。

科学的理解については、昨日の質問の中で、プログラミングということで、様々やり取りがあったところです。

その3点目の情報社会に参画する態度というところが、私がちょっと聞きたかった、メディアリテラシーというか、情報モラルというような部分だと思います。情報を受けると同時に発信もする。受けても、受ける立場として、また発信する立場として、またそれを、つくられた情報をどうやって見ていくのかということは、やはり必要、育んでいただきたい力だと思います。

情報をうのみにしないで、主体的、批判的な視点を持つというような教育が、私はもう本当に必要だと思いますけれども、この情報とどう付き合っていくのか。こういった教育というか、特別に何か時間枠を取って学ぶ機会が学校の中であるのかどうかお伺いします。

○**学校教育部副参事（富田和己君）** この情報モラルを含めた情報活用能力の育成につきましては、議員のおっしゃるとおり学習の基盤となる資質能力として、学習指導要領にも位置づけられており、各教科等の特質に応じた適切な学習場面において、その育成を図っております。このような力を育成するに当たっては、今回、児童・生徒に1人1台のタブレット端末が配備された環境を生かして、実際に端末扱う中で、そのような学習を行っていくということをまず考えております。

特別な形としては、教育長の答弁でもお話ししたとおり、セーフティ教室等、取り上げてやることもございますが、今回に限っては、1人1台が身近にあるという環境を生かして、様々な学習の場面を通して、指導していきたいというふうに考えております。

以上です。

○**4番（実川圭子君）** 様々な場面では分かるんですけども、何かそれは統一的な指導の方法ですとか、そういったことはあるのでしょうか。先生側の中で、何かこういった点に注意して指導するとか、何かこう、統一的なものがあるのかどうかお伺いします。

○**学校教育部副参事（富田和己君）** 市ではですね、東大和市セキュリティ対策基準を踏まえて、保護者向けに、先ほども委員からお話ありましたガイドラインを作成するとともに、それから児童・生徒の発達段階に合わせて、端末の利用に関する文書を作成して、児童・生徒に配付をしております。それを基に、各学校におきまし

では、各学校の児童・生徒の実態を踏まえたタブレット端末の使用に関する基準というものを定めておりますので、その基準に基づいて各教科等の指導の中で、いわゆる統一した指導を行っているというふうに認識しております。

以上です。

○4番(実川圭子君) 使い方によって、犯罪に巻き込まれるとか、例えば被害者になったり、加害者になったりという危険性もあるとか、個人情報を出してはいけないとかというような、そういうものももちろん必要だと思いますけれども、例えばこのメディア教育ということで先行してる国などでは、小学校から授業があつて、その中で例えばテレビの情報と広告主の関係などを学んだりとか、あふれる情報をどう読み解いていったりとか、表現したときに、誤解を生まないような表現がどうなるのかとか、そういったことが必要なのではないかなというふうに思うのですが、そういうことを先進国では、小学生のうちから必要だということで、枠を取って教えているということになっているかと思えます。多分、国、指導要領とかにもそういうのがないのではないかと思いますけれども、ぜひそういった点についても、学べる機会をつくっていただきたいと思えます。

今回このテーマを調べている間に、ちょっとテーマから外れるのかもしれませんが、コンピュータを利用して、子供たちがすごく慣れていくということで、家庭や個人の利用も広がっている中で、例えばオンラインゲームの課金を親に無断で行ってしまったり、クレジットカードが、情報が登録されている親のスマホでどんどん買物をしてしまったり、それが連絡のメールが気づかないように、ほかのフォルダに子供が勝手にしまったり、親が気づいたときには何百万円の請求があるというような、そういったような相談が国民生活センターへも、2020年度には3,723件で、昨年、前年度よりも1,000件以上も急増しているというような話が、ニュースがありました。これを、学校教育だけでどこまでできるか分かりませんが、家庭だけに任せず、学校と家庭で連携して防止できるような取組が、私は何かできないかなというふうに考えます。

香川県でも、ネット・ゲーム依存症対策条例みたいなのもできてますけれども、そういったことは、規制するようなことは、私も行き過ぎた例だと思いますけれども、学校で1人1台コンピュータを利用することで、親の世代よりも、より子供のほうが使い慣れてきて、それがもちろん1人1台、そういう使えるようにするために学校教育で一斉に入れたわけですから、もちろんそれは使えるようになるということはいいいんですけれども、保護者のほうもどんなふうな教育がされてるのかというのが、自分も体験してないわけですから、なかなか分からないということで、学校でどのような、教わってるのかとか、そういった保護者も巻き込んで、一緒に共有して、保護者も協力してもらえようという方向に持っていっていただきたいなと思っています。このICT教育について、保護者の関わりはどのようにお考えか伺います。

○学校教育部副参事(富田和己君) 保護者の方々につきましては、先ほども話があったガイドラインを配付していることや、それから教育委員会だよりのほうで周知をしていること、それから昨日の答弁でもさせていただきましたが、「教育の日東やまと」というところでも発信を予定しております。

また今、委員からもございましたネットに関するトラブルとか、そういうところにつきましては、先ほど来ておりますセーフティ教室、こちらのほうは児童・生徒対象だけではなくて、保護者の方にも来校いただいて、そこで広めていくということもございますし、道徳授業地区公開講座の中で取り上げて話をするということも、場合によってはできると思います。様々な形で、今回1人1台のタブレット端末が入りまして、環境が変わってくることもありますので、学校と保護者のほうで、保護者への啓発、連携した取組というもの、今後、考えていかなければならないと認識しております。

以上です。

○4番(実川圭子君) 時々、子供がこうやってるのを保護者も一緒にのぞいて、一緒に画面を見ながら話をしたり、これはどうだよねみたいな感想を述べ合っただけ、意見を言い合うなんていうことが、自然の中でそういった会話ができることが、私は一番大事なのかなというふうに思います。今年度は試行年度ということだったので、ぜひ有意義に使えるように、様々工夫をしていていただきたいと思います。その中で、やはりメディアというか、情報との付き合い方というのは、本当にしっかり時間を取って伝えていく場面というのを工夫して設けていただきたいと思います。

よりよいICT教育を市として取り組めるようお願いいたしまして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長(佐竹康彦君) 以上で、実川圭子議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 尾 崎 利 一 君

○副議長(佐竹康彦君) 次に、6番、尾崎利一議員を指名いたします。

[6番 尾崎利一君 登壇]

○6番(尾崎利一君) 日本共産党の尾崎利一です。通告に基づき、一般質問を行います。

1、新型コロナウイルス感染拡大のもと市民の命と健康を守る取り組みについて。

東京2020オリンピック競技大会強行のもと、新型コロナウイルス感染が急拡大し、緊急事態宣言が延長されました。多くの市民が命と健康の危険と不安、暮らしの困難に直面しています。

以下、伺います。

①市民の命と健康を守る施策について伺います。

②新型コロナウイルスとのたたかいは1年半以上になります。これまでの政治のあり方が大本から問われていると考えますが市長の見解を伺います。

2、「行政改革」「業務改革」と(株)富士通総研が作成した「東大和市業務分析等支援業務 業務報告書」について。

昨年度、市は、(株)富士通総研に約1,600万円かけて「東大和市業務分析等支援業務 業務報告書」を作成させ、今後、この「報告書」をもとに業務改革の検討を行っていくとしています。

以下、伺います。

①「報告書」を作成した理由・根拠と今後のスケジュールについて伺います。

②市議会議員に示された「報告書」は一部黒塗りとなっています。なぜ黒塗りとなっているのか、黒塗り部分には何が書かれているのか、伺います。

③「報告書」の内容について、市の見解を伺います。

3、東大和市における「行政のデジタル化」の取り組みについて。

①東大和市における「行政のデジタル化」の取り組みについて伺います。

4、事業系一般廃棄物処理手数料の値上げの検討について。

①事業系一般廃棄物処理手数料の値上げの検討状況と今後のスケジュールについて伺います。

5、国・都・市有地の活用、特に特別支援学校、特養ホーム、保育園など福祉施設、スポーツ施設の整備・拡充について。

①日本共産党市議団が一貫して要求してきた国・都・市有地を活用した福祉・スポーツ施設の整備・拡充の課題は大きく動き始めています。現在の到達点とこの間の推移、市の取り組みや検討状況について伺います。

以上です。

再質問は自席にて行わせていただきます。

再質問に当たっては、3番の「行政のデジタル化」の取り組みについては、一番最後に伺わせていただきます。

よろしく申し上げます。

[6 番 尾崎利一君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長(尾崎保夫君) 初めに、市民の命と健康を守る施策についてであります。新型コロナウイルス感染症の発生以降、市では国が定める新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針や、東京都の感染症対策に基づき、感染拡大の防止に向けた取組を進めてまいりました。現在、東大和市医師会等の協力と全庁的対応により、ワクチン接種を推進しているところであります。また、東京都市長会としましても、要望活動を行っているところでありますが、私も市長会の副会長として、新型コロナウイルス感染急拡大から市民を守るための緊急要望につきまして、東京都に対し行ったところであります。

次に、これまでの新型コロナウイルス感染症対策についてであります。国は新型コロナウイルス感染症の対策を危機管理上の重大な課題としており、感染拡大の防止、医療提供体制や社会機能の維持を図るため、これまでの間、国、東京都、市におきまして様々な対策が講じられております。現在、デルタ株と言われる変異型ウイルスへの置き換わりが進み、非常に厳しい感染状況となっておりますが、国、東京都、市が情報連携等を図り、それぞれの責務を果たすことが重要であると考えております。

次に、業務分析等支援業務を委託により実施した理由等についてであります。少子高齢化や人口減少が急速に進展し、市の業務量が増加する中、将来にわたって持続可能な市政運営を行うために、外部の視点により、市の業務を分析し、具体的な課題や改善策を明らかにすることを目的として、民間のコンサルタント事業者により業務分析等を実施いたしました。令和3年度においては、この業務分析等の結果を基に、事務事業の削減や組織・定員の最適化などの業務改革に向けた取組の検討を行っております。この検討結果を基に、効果的・効率的な行財政運営の実現に向けて、優先順位を定め、順次取組を実施してまいります。

次に、業務分析等支援業務報告書における非公開箇所についてであります。報告書の記載内容につきましては、受託事業者の知的財産である企業情報が含まれており、受託事業者から報告書を公表する際は、当該箇所について非公開を求める要請がありましたことから、必要な措置を行ったものであります。非公開箇所の内容につきましては、受託事業者が使用した調査様式や、業務の難易度及び分類基準等の詳細を示すものとなっております。

次に、業務分析等支援業務報告書の内容についてであります。今回の業務分析は、民間のコンサルタント事業者が、業務をプロセスごとに細分化した上で、勤務時間数などの数値を用い、目に見える形で取りまとめたものであります。この分析は、業務の無駄を省き、効率化を図ることなどを目的に、外部の視点により行われたものであります。分析の結果につきましては、民間コンサルタント事業者の見解として受け止めた上で、これを基に業務改革を進めてまいります。

次に、市における行政のデジタル化の取組についてであります。市では現在、国から示された自治体デジ

タル・トランスフォーメーション推進計画に沿って、情報システムの標準化・共通化、マイナンバーカード利用促進、行政手続のオンライン化等の取組につきまして検討を進めております。デジタル化には多額の財源が必要になりますことから、国や東京都に対してさらなる財政支援につきまして、今後も要望してまいりたいと考えております。

次に、事業系一般廃棄物処理手数料の検討状況と今後のスケジュールについてであります。検討状況につきましては、令和3年3月31日に、東大和市廃棄物減量等推進審議会へ、事業系一般廃棄物処理手数料の改定についてを諮問したところであります。審議会からは、事業系一般廃棄物の減量を得る上で、改定は効果的であること。また、他市との均衡の乖離を改善することも必要であると答申をいただいているところであります。今後につきましては、小平・村山・大和衛生組合の組織市であります小平市の状況を踏まえ、進めてまいります。

次に、国有地、都有地及び市有地の活用の検討状況についてであります。桜が丘2丁目の国有地につきましては、介護施設を整備する候補地の一つであります。検討中であり、結論に至っておりません。桜が丘3丁目の国有地につきましては、取得に向けて利用計画を策定することが求められておりますが、検討中であり、結論に至っておりません。都有地についてであります。都営東京街道団地の創出用地につきましては、東京街道団地地区地区計画に基づき、公園などの整備について、東京都と協議を進めているところであります。このうち運動広場につきましては、東京都が実施設計を行っているところであり、市は運動広場に附属する管理棟の設計に向け準備を進めているところであります。都営向原団地の創出用地につきましては、北側の創出用地において、東京都が北多摩地区特別支援学校（仮称）であります——の設置に向けた準備を進めているところであります。市では地区計画の変更に向けて、東京都と協議を進めており、令和3年8月に向原団地地区のまちづくりの方向性（素案）を作成したところであります。市有地についてであります。第一学校給食センター跡地につきましては、奈良橋ゲートボール場とこども広場の移設先として、今後、調査・検討を行うこととしております。第二学校給食センター跡地につきましては、市立やまとあけぼの学園の老朽化対策として、民設民営方式による児童発達支援センター及び認可保育所等の子育て支援に資する施設を整備するもので、近隣住民説明会及びパブリックコメント等を実施いたしました。

以上です。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○6番（尾崎利一君） ありがとうございます。

それでは、再質問を行います。

1番の新型コロナウイルスのところですが、8月26日に日本共産党市議団として、コロナ対策について、市長、教育長に申入れを行いました。これも踏まえて伺います。「明かりをはっきりと見え始めている」との菅首相の発言については、怒りを通り越してあきれ返ってしまっているというのが市民の皆さんの反応です。コロナにかかってしまったら、入院もできなくてどうなるのかという不安で市民はいっぱいです。壇上では急拡大というふうに言いましたけれども、レベル4ですから、感染爆発という状況に立ち至っているわけです。危機を打開する上で、政治のメッセージ、極めて重要です。議会でも十分な議論が必要です。新型コロナ感染の市内の状況について、市長から直接認識を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○福祉部長（川口荘一君） 新型コロナウイルスの市内の感染状況であります。令和3年の7月後半以降、デルタ株への置き換わりが進んだことにより、8月の市内の感染者数は452人となりました。これまでの累計数

の割合としましては、44%を占めるといった状況となっております。このように感染が急拡大し、非常に現在厳しい状況となっております。またこのことによりまして、多くの方が自宅での療養となっておりますので、自宅で療養している方への支援が、一刻も早く必要であると認識しているところでございます。

以上です。

○6番（尾崎利一君） 今御答弁ありましたけれども、市内では100名以上が自宅療養、または調整中というふうになっています。多いときには150名を超えるという状況でした。この100名以上の方々を、自宅で個別にケアするというのは極めて困難です。1か所、また数か所に集め、医師、看護師、医療機器等を配置する野戦病院のような施設整備が必要と考えます。8月26日、北多摩南部医療圏の6市町が、東京都に対して臨時医療施設の開設を要望しました。市長もぜひ東京都にこの点、要望していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○福祉部長（川口荘一君） 東京都への要望に関してでありますけれども、まず臨時の医療施設の開設ということでありまして、現在、市長が役員を務めております東京都市長会がですね、東京都に速やかに、その臨時の医療施設の開設を行うよう、令和3年8月18日に緊急要望をしております。また、東京都多摩立川保健所管内6市の市長連名で、令和3年8月27日にはですね、自宅療養者への支援に関する緊急要望といったものも、東京都に対して行っております。

以上です。

○6番（尾崎利一君） ありがとうございます。

9月1日から、市が自宅療養者等への食料品、日用品の支給や、パルスオキシメーターの貸与を始めたということはとても重要です。実際、回っていても、届くと言うけど、全然届かないということで、御家族がタクシーで届けるというような事態もありました。

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部が、8月25日、事務連絡を出してるわけですが、
「感染症法第44条の3第6項の規定による都道府県と市町村の連携について（周知）」という事務連絡です。
ここでは、「都道府県が自宅療養者等に対する食事の提供などの生活支援を行うに当たっては、必要に応じて市町村と連携するよう努めなければならないこととされたところ、既に一部の自治体では、当該規定に基づき、都道府県が個々の自宅療養者等に関する情報を市町村に提供し、両者が連携して生活支援事業を行っております。感染症法における感染症対策の実施主体は、都道府県及び保健所設置市とされていますが、自宅療養者の生活支援などの住民サービスについては、住民に身近な立場である市町村の協力も重要であるため、連携規定に基づき、都道府県と市町村が連携して自宅療養者等に対する生活支援を行うようお願いいたします。」というふうに書かれています。

この事務連絡どおりにやってほしいと、東京都がですね、ということだと思えます。先ほど御答弁で市長も、この点について東京都に申入れを行ったということでした。これ本当に市民の皆さん不安ですね、やれることを政治が、行政がやってないんじゃないかと。9月1日から食料支援、始めましたけれども、市に情報があれば、こちらから届けることができるんだけれども、その情報がないために届けることができないということに、今現状なってるわけです。1日も早く打開してほしいと。一刻も早くこれ打開して、命の危険にさらされるという状況を打開してほしいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○福祉部長（川口荘一君） 先ほどですね、市長が東京都に要望したという御説明を申し上げましたけれども、その中の1つとしまして、自宅療養者への支援において、保健所と市で連携して支援できる仕組みを早急に実

施することを求めています。9月からですね、市では自宅で療養される方への食料品等の支援をですね、独自に開始させていただいたところでございます。今後におきまして、保健所と情報連携を一層図るなどしてですね、市内の感染者の方への支援などに努めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○副議長（佐竹康彦君） ここで10分間休憩いたします。

午後 3時50分 休憩

午後 3時58分 開議

○副議長（佐竹康彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○6番（尾崎利一君） テレビなどでも、自宅で死亡する事例など、たくさん今報じられていますけれども、東大和市内でも市議団が行った聞き取りの中で、御家族3人、皆、コロナに感染されて、お母さんが悪化をして、パルスオキシメーターで90を超える程度になって、救急車を呼んだけれども、保健所の指示がないと動けないというふうに断られて、保健所にまたねじ込んで、何とか入院できたと思ったら、心肺停止状態で、心臓マッサージしますかという電話がかかってきたと。このお母さん、幸いなことに命を取り留めて退院されましたけれども、市内においてもやはり自宅療養者の中で、命の危険にさらされるという事態があること、こうした聞き取り通じて明らかになりました。

市民の皆さんも命に関わる非常時なのに、やれることがやられていないんじゃないかというふうに感じています。これは市だけの責任ではもちろんないわけですが、やはり政治が、行政を挙げて、命、救うために全力を挙げるといことは必要だと思います。市長も申入れしていただいたということですが、厚生労働省がこういうことをやる必要があるって言って、事務連絡も出してる事項ですので、毎日でもこれ東京都にねじ込んでいただいて、1日も早く情報共有して、行政が挙げて市民の命を守るという体制、つくっていただけるよう要望しておきます。

次に、コロナ感染による学級閉鎖も行われています。7月と8月、小学校と中学校の感染者数を児童・生徒と教員に分けて教えてください。

また2学期が始まって以降についても同様に伺います。これらの感染状況について、市教委はどのようなルートで把握しているのかも、あわせて伺います。

○学校教育部副参事（富田和己君） 7月と8月の小学校と中学校における児童・生徒及び教員の感染者数についてであります。7月は小学校が児童3名、教職員0名、中学校が生徒1名、教職員0名、8月は小学校が児童10名、教職員1名、中学校が生徒6名、教職員2名であります。また、2学期開始以降につきましては、9月2日の時点で、小学校児童3名、教職員0名、中学校生徒5名、教職員0名であります。感染状況につきましては、各家庭から学校に連絡があった内容について、学校が教育委員会へ報告することにより把握しております。なお、学校閉庁期間や学校と連絡がとれない場合については、家庭から教育委員会へ連絡をいただいております。

以上です。

○6番（尾崎利一君） デルタ株の感染力の強さを考慮すれば、分散登校やオンライン授業など、柔軟に組合せて対応すべきと考えますが、現状はどのようになっているのか伺います。

○学校教育部副参事（富田和己君） 現状につきましては、東大和市立小・中学校版感染症予防ガイドラインを

踏まえた感染症に関する方策に基づき、各学校において感染症拡大防止対策を徹底した上で、対面型授業とオンライン授業を併用しながら教育活動を実施しております。

以上です。

○6番（尾崎利一君） Wi-Fi環境の整っていない家庭の児童・生徒が、経済的理由でオンライン授業を受けられないようなことのないよう、対応するよう求めますが、いかがでしょうか。

○学校教育部副参事（富田和己君） ネットワーク環境が整備されていない家庭につきましては、モバイルWi-Fiルーターの貸与を行っております。

以上です。

○6番（尾崎利一君） モバイルWi-Fiルーターが貸与されれば、その費用は教育委員会が払うということになるのでしょうか。確認です。

○学校教育部副参事（富田和己君） 市で貸与するモバイルWi-Fiルーターの通信費は、市費で負担する家族とそうでない家庭が生じること、児童・生徒のタブレット端末と、それ以外の端末とで、モバイルWi-Fiルーターによる通信を行った場合の通信費の切り分けが難しいことから、家庭ごとに各キャリア会社と直接回線契約をいただくことにしております。

以上です。

○6番（尾崎利一君） 経済的理由で、受けられないようなことのないように求めます。

次に、エアロゾル感染防止の観点から、換気は大変重要です。教室の4か所、開けなどの常時換気が必要と考えますが、現状を伺います。また、つけられない方への配慮は当然必要ですが、布マスクやウレタンマスクでなくて、不織布マスクの徹底が必要と考えます。不織布マスクは、保健室で無償で支給していることを周知するよう求めます。いかがですか。

○学校教育部副参事（富田和己君） 保健室の不織布マスクにつきましては、登校時にマスクを忘れてきた場合や、校内でマスクを汚してしまった場合などにおいて、児童・生徒へ貸与するために、一定数常備しているものであります。

以上です。

換気ですね。失礼しました。

失礼しました。換気につきましては、東大和市立小・中学校版感染症予防ガイドラインに基づき、教室のドアを常時開放することとし、窓開けなどの換気は2か所の窓を同時に開けて行うこととしております。

以上です。

○6番（尾崎利一君） 次に、学童保育が3密とならないよう、学校などより広い場所を保障するなど、柔軟な対応を求めます。これは要望だけです。

次に、ドイツでは児童・生徒に週2回の迅速抗原検査をしています。国と東京都に要求し、教職員、子供に頻回検査を実施するよう求めます。いかがでしょうか。

また、8月27日、西村経済再生担当大臣は、小中学校の教職員を対象に、定期的なPCR検査が実施できるよう、政府と自治体が調整していると明らかにし、できるだけ早く開始したいとしました。当市における状況を伺います。

○学校教育部長（矢吹勇一君） 学校における抗原検査でございますが、市単独での集団検査につきましては現在考えておりません。また、27日に出了た国のガイドラインでございますが、現在、学校での感染者の急増

により、保健所からの指示が得られない状況にある中で、当市では国のガイドラインにのっとりまして、学校医の助言のもと、学校による感染者本人の行動履歴や濃厚接触者の疑いのある子供について調査を行ってございます。

以上です。

○6番（尾崎利一君） 私、伺ってるのは、西村経済再生担当大臣の小中学校の教職員を対象に、定期的なPCR検査が実施できるよう、自治体と調整してるということについて、当市における状況がどうなっているのか、今、伺ってるんです。

○学校教育部長（矢吹勇一君） 国の発表しております教職員のPCR検査でございますが、こちらについては具体的にはまだ市での取組としては行ってございません。今後ですね、国の通知などに基きまして、当市での取組を実施していくことになるかと思えます。

以上です。

○6番（尾崎利一君） これ、まさに今、感染爆発局面ですので、1日1刻を争うということだと思います。西村大臣、できるだけ早く開始したいって言うておきながら、市にまだ連絡がないってことなのでね。こういうことでは困るわけですけども、市としてもぜひ、この大臣の発言に基づいて、国や東京都に要求していただきたいというふうに思います。

次に、先ほど学校教育部長から答弁あったガイドラインの問題ですけども、新型コロナウイルスのデルタ株の感染急拡大を受け、文部科学省は27日に、学校内で感染者が出た場合の対応ガイドラインを発表しました。ガイドラインは、保健所業務が逼迫している地域では、濃厚接触者などの特定に学校が協力する場合がありますし、出席停止となる濃厚接触者の定義に加え、検査の対象となる児童・生徒の考え方を初めて整理しました。検査対象者として、感染者と同じクラスや、同じ部活動に所属している児童・生徒、同じ寮で生活している児童・生徒などを例示しています。

さらに、濃厚接触者や検査対象者の速やかな特定が困難な場合は、判明した感染者が1人でも、感染状況によっては原則として、当該感染者が属する学級等の全ての者を検査対象の候補とすることが考えられると明記しています。保健所の調査を待たなくても、濃厚接触者や検査対象者の候補者リストを学校が作成し、それを保健所が認定すれば行政検査の対象となるということです。文科省は、学校で子供の行動履歴を速やかに特定することは困難だとし、濃厚接触者ではなく、検査対象者の考え方に基き、広く検査してほしいと指摘しているということです。

リストの迅速な認定のためにも、教育委員会が事前に保健所と話し合い、初動体制について考え方を整理しておくことが必要だとしています。つまり濃厚接触者という形でPCR検査を狭めるのではなく、検査対象者として、同じクラス全員や、同じ部活動に所属している子供全員を広く検査すべきだ。そのために学校が示した検査対象者を、保健所が追認する仕組みを保健所と構築しておくべきだということなんですね。この点での東大和市の認識と取組状況について伺います。

○学校教育部長（矢吹勇一君） 文部科学省より発出されております、学校におけるコロナウイルスのガイドラインでございますが、現在、当市ではこのガイドラインの内容に基きまして、現状ですね、コロナの感染が急増しておりまして、保健所から指示が得られない状況にある中で、学校医の助言のもとで、学校における感染者の本人の行動履歴や、濃厚接触者の疑いのある子供について、調査を実施していくという考えでございます。

以上です。

○6番(尾崎利一君) この通知、事務連絡については、初動体制についてあらかじめ整理しておくことが必要だと、学校と保健所が連携を取ってというふうに書かれているんですね。これは既に厚生労働省の通知などによって、先行的にやられていることを学校でも適用しよう。つまり、学校が一々そうやって調べるのは大変なので、1人出たらクラス全員、もしくは同じ部活動の人全員を検査対象者とするんだよということで、保健所と事前にやり取りしておいて、保健所はそれを追認するという形にして大量検査をやる。これによってクラスターを防ぐという方針なんです。ですから、これに基づいてね、この通知、事務連絡、非常に重要なので、これを忠実にやっていただきたいということを要望しておきます。

それから、同様に保育園、幼稚園、学童保育所等でも頻回の集団検査を実施すべきと考えます。これについても要求しておきます。

コロナとの闘いは総力戦です。ワクチンだけでなく、検査も補償も医療体制の拡充も必要なことを全てやる構えが必要です。広島のように、いつでも誰でも無料でPCR検査が受けられる体制もつくる必要があります。国、東京都に、これをぜひ求めていただきたい。よろしくお願いします。

それから、市は昨年度に続いて、今年度も介護施設と障害者施設の入所施設、54施設について集団のPCR検査、スクリーニング検査でしょうかね、これを実施する予算を組みました。取組状況について伺います。

○福祉部参事(伊野宮 崇君) 御質問につきましては、4月の補正予算で成立いたしました新型コロナウイルス感染症拡大防止対策推進事業補助金についてというふうに理解しております。高齢者施設につきましては、私どもこの補助金を使いまして、宿泊機能を有するショートステイですとか、認知症グループホーム、あるいは特定施設入居者生活介護施設など、17施設を対象にですね、PCR検査費用を補助するために補助事業を設けたところでございます。しかしながらですね、現段階で申請がなく、実績はないという状態でございます。

以上であります。

○障害福祉課長(大法 努君) 障害者施設につきましては、宿泊機能を有する短期入所やグループホームなど、37施設を対象にした補助事業でございますが、同様に実績はございません。

以上でございます。

○6番(尾崎利一君) 実績がない理由を伺います。

○福祉部参事(伊野宮 崇君) 高齢者施設につきましては、私ども問合せたところですね、東京都が行っている集中的検査の対象をですね、市の補助対象である、例えば認知症グループホームなどに拡大しておりまして、この東京都の制度を利用しているということを伺っております。それから東京都と連携した日本財団がですね、PCR検査を実施しておりまして、これを利用している施設もございました。こうしたところから、市の補助事業の利用実績はないというふうに理解しております。

以上であります。

○障害福祉課長(大法 努君) 私どものグループホーム事業所連絡会とか、そういうものを定期的に開催しております。そうした際にもお尋ねしておるところでございますが、各事業所において対策は十分とれてると。あとはもし職員、あるいは利用者に感染者が出た場合、事業継続、そうしたことにつきまして、感染防止、事業継続、そうしたことについて懸念があるというふうな声があるというふうに聞いております。

以上でございます。

○6番(尾崎利一君) この制度は、財源は全額東京都の負担です。手を挙げるところが極めて少ないというこ

とであれば、通所施設の対象として実施するよう求めます。実際に通所の障害者施設の運営に携わっている方からも要望があります。いかがでしょうか。

○障害福祉課長（大法 努君） これまで障害福祉課には、PCR検査の実施を望む声ではなく、むしろ事業所からは、現在ワクチン接種が進んでいる中、様々な事情により、集団接種や、個別接種のワクチン接種が難しい方への対応の支援を求める声が寄せられております。現在、こうしたことへの対応につきまして、順次取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 今、感染爆発という局面で、急がれているというふうに思います。財源はある。要望なかったと言いましたけども、今言いましたように障害の通所施設の運営に携わっている方からも、要望、実際にありました。財源はある、要望もある。市が決断すれば、都のこの枠組みとしては通所施設も対象になるわけですから、これらの施設を対象にして検査することができる。これをやはり今やらないと、クラスターが起きてしまったらどうなるのかという問題だと思うんです。これはぜひ決断して進めていただきたい。いかがでしょうか。

○障害福祉課長（大法 努君） 現在、市として捉えております目下の課題といたしましては、寄せられた御意見からも様々、需要により、ワクチン接種が難しい障害のある方への対応が、喫緊な課題であるというふうに認識しております。新型コロナウイルス感染拡大に係る作業、対応に従事できる人員も限られております。こうした状況を勘案いたしまして、現在、巡回接種、そうしたことに軸足を置きまして、支援に努めてるところでございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） ワクチン接種も重要です。先ほど言いましたように総力戦ですから、ワクチン接種だけではやはり感染を抑え込むことはできないということですし、さっき言ったように、財源もあるし、要望もあるし、枠組みもあると。これでやらないでクラスターが起きてしまったらどうなるのかという問題だと私は思いますので、一刻を争って御検討いただき、実現するように要望しておきます。

ワクチン接種についてですけれども、集団接種会場の大雨時の対策など、十分に行うなどの対応の充実を求めておきます。

それから、今、障害福祉課長のほうからありましたけれども、集団接種会場でも、個別接種会場でも接種が困難な方の場合に、在宅で接種できる体制の拡充を図って周知するよう求めますが、いかがでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 在宅接種についてでございますけれども、これまで在宅でワクチン接種を希望する方の相談を市では受けてはおりません。ただ、今後ですね、在宅でのワクチン接種を希望する方の把握などについて、東大和市医師会と確認等してまいりたいと考えております。

以上です。

○6番（尾崎利一君） あと要望ですけれども、ワクチンを接種しない事由にも、十分配慮した対応を求めます。また人流を抑えるという点では、暮らしと雇用、営業、継続できるだけの十分な保障が不可欠です。市にも、これ要求しておきます。

次に、②のほうへ移ります。政治のあり方が大本から問われてるのではないかという問題です。菅首相は、コロナ危機下の昨年度1年間で、病院のベッドを2,700削減しました。今年度は1万のベッド削減を予算化しました。ベッドを減らした病院に補助金を出すという制度を恒久化する法律も強行しました。コロナ危機下で

医療施設の拡充が求められているにも関わらず、コロナ以前に立てた病床削減方針を粛々と進めているという状況です。保健所の数も30年間で全国で5割、東京都では何と6割も減らされました。医療や保健衛生切捨ての政治のあり方は見直しが必要と考えますが、市長の見解を伺います。

○副市長（小島昇公君） 新型コロナウイルスの感染症に関連いたしましてですね、医療・保健等についてでございますけれども、現在ですね、今いろいろな御提言いただきましたけれども、デルタ株への置き換わりによりまして、非常に厳しい感染状況となっております。医療提供体制の逼迫などですね、非常に他人事ではなくですね、先ほど市内でもというお話がありましたけれども、危機感を持っているという状況でございます。

市におきましてもですね、やはり保健所を頼りにする、病院を頼りにするというのが非常に大きいところでございますので、医師会ともですね、いろんな協力をいただきながら、ワクチンの接種の早期完成ですかね、それに向けても努力しておりますし、先ほど来お話がございました入院ができない、ホテルでいられないと、自宅という方につきましてもですね、食料品等を速やかにということで、即断即決で、これもですね、職員が実際にお宅に伺って配付をさせていただくというような対応を取らせていただいております。

そういう中でね、議会の皆さんにもですね、この状況を御理解いただきまして、いろんなところで御配慮いただいているということについてはですね、この場をお借りして改めて御礼を申し上げたいと思います。そういう中で、やっぱり国、東京都、市がですね、それぞれの責務を果たすということができるようですね、新型コロナウイルスもそうですけれども、また新たな感染症にもですね、適切な対応ができるように、医療、保健、衛生体制を充実していくこと、これが非常に大切であるというふうに考えております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 医療、保健、衛生体制の充実、大切だということ、副市長からも見解いただきました。心強いというふうに思います。

それで、市のほうですけれども、第五次基本計画案が示されました。行政改革は、SDG sの持続可能な都市づくりのゴールに密接に関連しているとされています。行政改革の主な取組項目の中には、行政評価の結果に基づき、事務事業の縮小、廃止を含めた見直しを進めますとされています。今年度、介護サービス利用者一部負担金助成や、高齢者、障害者の家具転倒防止器具取付事業が廃止されました。低所得者が介護サービスを利用する場合に、利用料3%に軽減する制度。御自分で取り付けることが、困難な方々の命を守るための制度です。これが廃止されました。SDG sの名の下に、このようなことが行われるのは誤りだと私は思います。

持続可能な都市づくりの中で述べられている包摂的なインクルージョンとは、排他的なエクスクルージョンと対をなす概念で、自治体行政で言えば、どんなに社会的に弱い立場に置かれていようとも、1人も取り残さないということです。SDG sの第1の目標は貧困をなくそう、そして飢餓をゼロに、全ての人に健康と福祉をと続きます。コロナ危機下で、格差と貧困が拡大しているもとの、1人も取り残さない医療と福祉に手厚い姿勢への転換を図るべきだと思います。ぜひ、そういう姿勢への転換、要求しておきます。

次に、2番目、行政改革のところですが。

報告書、東大和市業務分析等支援業務報告書ですが、6ページと7ページ、それから14ページと15ページ、それから24ページ、65ページから67ページ、黒塗りになっていますが、それぞれ何について書かれているのか伺います。

○企画課長（荒井亮二君） 業務分析等支援業務 業務報告書の黒塗りとなっている部分の記載についてでございます。

まず、今御質問ございました、6ページ、7ページの部分につきましては、こちら冒頭でも申し上げましたが、受託事業者の知的財産に関する部分でございますので、概要的に申させていただきますが、6ページ、7ページにつきましては、受託事業者が使用いたしました調査様式が掲載されてございます。

続きまして、14ページ、15ページの部分でございます。こちらは業務の難易度の分類、そして基準等を示す掲載がございます。

続きまして、24ページでございます。こちらにつきましては、事業の廃止、縮小を検討する際の判断基準が掲載されてございます。

そして、65ページから67ページの部分につきましては、こちらは各課からの調査の回答、そして受託事業者が行いました分析結果等を集約する様式等が掲載されてございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） この質問に関連して、私が議長を通じて市に要求した資料では、黒塗りどころか資料そのものが出てこないという状況です。各課の業務分析結果資料も出てこない。業務分析の結果を踏まえた業務改善等検討スケジュールも、廃止、大幅縮小検討対象事業リスト、短期、中期、長期も出てこない。組織改正の最適化に向けた検討についての資料も、令和4年度組織改正についての資料も出てきません。行革関係の資料はほとんど全く出てこないという状況です。議会からも、市民からも、隠れたところで検討を進めるということなんでしょうか。

○企画財政部長（神山 尚君） 今、現在検討してる内容ですけど、こちらのほうは市における検討、または協議に関する情報でございまして、公にすることにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるものとして、今回はお出ししておりません。

以上です。

○6番（尾崎利一君） しかし、全部出ないんですね。

この報告書の概要、市が作成していますが、この中で各課が共通で実施している難易度の低い経常的な業務が多く含まれている事務事業について、部内での集約化などにより、非正規職員が担う体制の整備が望ましいとされています。非正規職員をもっと増やしていくという方向です。経常的な業務とは、常にある恒常的な業務と同じことだと思いますが、恒常的な業務は基本的には正規職員が担い、臨時的な業務を非正規職員が担うというのが原則であるべきではないですか。いかがでしょうか。

○企画課長（荒井亮二君） 恒常的な業務につきましては、当然必要な執行体制を取る必要がございます。ただ一方で業務の性質と、また難易度、こういったところによりましては、非正規職員の有効活用を図りまして、効果的、効率的な業務の遂行を検討していく必要があるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（佐竹康彦君） ここで5分間休憩いたします。

午後 4時27分 休憩

午後 4時31分 開議

○副議長（佐竹康彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○6番（尾崎利一君） 非正規職員の拡大の問題ですけれども、このような雇い方が原則になると、真面

目に働いてもまともに食べていけない、まさに官製ワーキングプアをどんどんつくり出すことになっていきます。行政がこのような不安定な働き方をどんどん増やしていくなどという役割を担うべきではありません。ワーキングプアという問題は、日本社会で優先的に解決すべき問題の1つだと私は思います。このことに関連して、狭山保育園廃園について、会計年度任用職員からの質問と市の回答を資料で頂きました。こう書いてあります。

何度も頼まれ、前職を退職して数年で終わりでは少し納得がいきません。別部署への異動についてはどのようなになっているのか。

これへの回答は、会計年度任用職員の異動は原則ありません。

それから、私の年で次の職場は見つかりません。よろしくお願いします。

また、廃園後の会計年度任用職員の仕事の保障はあるのでしょうかとあります。

これに対しては、会計年度任用職員の任用は、年度ごとの任用となります。まあ、年度ごとなんだから、それでおしまいですよということですね。まあ、求人情報は提供しますというものです。

何年勤め続けようと、要らなくなったら冷酷に首を切るということになります。しかも、段階的廃園だから、少しずつ減らしていく。自分がどの段階で切られるか分からない。これについても市は、その都度、お知らせしますと平然と言い切っています。

このような働き方を、行政がこれ以上、拡大していく、これでいいんでしょうか。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 会計年度任用職員の任用につきましては、原則としまして、4月から翌年3月までの1年間の任用であり、次の年度も同一の職が設置され、要件を満たす場合は再度の任用が可能となるという制度となっております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） だから、そういう働き方をどんどん増やすのは間違いだと私は思います。

次に、学童保育が不足していて、対応し切れない現状にあって、市はランドセル来館という形で放課後の子供を受け入れています。私は学童保育を拡充して、受け入れていくというのが原則だと考えますけれども、この報告書では廃止すべき事業、ランドセル来館ですね、廃止すべき事業となっております。なぜ、この報告書では廃止すべきとしているのでしょうか。市としては、現状で廃止すべきと考えるのでしょうか、伺います。

○企画課長（荒井亮二君） 業務分析報告書の中での廃止、縮小の中のランドセル来館事業についてでございます。こちらの受託事業者の分析結果といたしましては、各館の状況ですとか、また市全体のニーズ等を踏まえながら、事業内容や規模の精査が必要であるという見解で、この候補としてるところでございます。

この業務分析の報告書の中に、提案のございます各項目については、現在、順次、検討を行っておりますが、このランドセル来館事業につきましても、放課後の子供の居場所づくりというところで実施されておりますので、学童保育事業の推進状況ですとか、また待機児童数、ニーズ等も勘案しながら検討していく必要があるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 現状では、廃止すべきとは考えていないという理解でよろしいですか。

○企画財政部長（神山 尚君） 業務分析に挙げられています項目、多岐にわたっております、順次検討しております、まだこちらのほうは市としての方向性は出ておりませんので、お答えのほうはできないということでございます。

以上です。

○6番(尾崎利一君) これ答えできないと困っちゃうという感じがしますよね。学童保育、不足してるからランドセル来館やって受け入れてるのに、廃止しないとダメなというのは、ちょっと私は困ったなと思います。

それから、公民館と市民センターは、市民センターに統合することが望ましいと書かれています。事実上、社会教育施設である公民館の廃止の提言です。さらに、公民館でやられている街づくり懇談会や、南街・桜が丘地域防災協議会の活動援助、様々な講座も廃止すべきとしています。公民館を廃止した上に、市民センターも多過ぎるから、少なくとも南街市民センターの廃止とされています。市は、この点についてどのように考えているのか伺います。

○企画課長(荒井亮二君) この件につきましても、現在、検討を進めつつ、今後も行なってまいりますけれども、少子高齢化、人口減少が進展する中で、公共施設の適正配置、また各施設での事業内容の見直し等についても、今後、検討する必要があるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○6番(尾崎利一君) 教育委員会は、社会教育施設である公民館の廃止の提言について、どのように考えているのか伺います。

○社会教育部長(小俣 学君) 公民館と市民センターとの統合についてでありますけれども、公民館につきましては、開館して長い歴史と実績がございますことから、この内容につきましては慎重に検討していく必要があると考えております。

以上です。

○6番(尾崎利一君) あと民間委託の問題で、狭山保育園や図書館の分館に加えて児童館も挙げられています。児童館の民間委託について市の考えを伺います。

○企画課長(荒井亮二君) 児童館の民間委託についてでございますが、こちらも業務報告書の提案内容になってございます。他の案件と同様、順次、検討を行ってまいりたいと考えてございますが、今後、労働力人口の減少ですとか、また限られた財源、人員の中で、行政サービスの質を確保しながら、安定的にサービスを提供するためには、民間活力の導入というところも検討する必要があるとございますので、そういった意味で検討していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○6番(尾崎利一君) 民間の目的は利益を上げることであり、そのためにどう効率化を図るかにあると思います。地方自治体は、市民の福祉の向上が目的、役割であり、もちろんそのためにも効率化は必要ですけれども、1人も取り残さない立場、どんなに社会的に弱い立場に置かれていても見捨てない、こういう立場、これが地方自治体だと思います。民間に分析してもらえば、客観的に分析できるなどということではなく、地方自治の原則にしっかりと立つよう求めます。

以上で、この項については終わります。

次に、4番目の事業系一般廃棄物処理手数料の値上げの検討について伺います。

3月31日の事業系一般廃棄物処理手数料についての諮問の資料を頂きました。これによると、今、行われている第3回定例会に処理手数料値上げのための条例を提出するスケジュールになってはいますが、今のところ提出されていないという状況です。理由を伺います。

○環境部長(松本幹男君) 廃棄物減量等推進審議会、こちらの資料においてはですね、今定例会で出すという

ところでスケジュール案としてお示しました。しかし、小平市と足並みをそろえるというところを踏まえていこうということがございまして、小平市と調整を図ったんですが、調整が終わっていないという、そのことから今議会には提出をしていないということでございます。

以上です。

○6番（尾崎利一君） 資料によると、事業系ごみ袋で、ごみを事業所前に排出している事業者は、市内で1,353事業所、収集運搬許可業者29社のどこかと契約して、ごみを排出している事業者が324事業者ということになっている。今回の値上げについては、収集運搬許可業者が衛生組合に搬入する際の手数料、キログラム当たり25円の引上げが検討されているという理解でいいと思うんですが、この手数料、これについてもちょっと確認します。そういう理解でいいのか。

手数料は、衛生組合ではなく、東大和市の収入となるわけですが、この手数料収入は衛生組合に分担金を支払うための特定財源なのか、この点についても伺います。

○ごみ対策課長（中山 仁君） 事業系一般廃棄物の持込処理手数料につきましては、特定財源として充当させていただきます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 例えば25円から38円に引き上げられた場合、当然、契約単価に影響すると考えられますが、この点、いかがでしょうか。

○ごみ対策課長（中山 仁君） 事業者が廃棄物を自ら処理するに当たりまして、収集運搬許可業者と契約をする場合、処理手数料を含めた金額で契約いたしますことから、影響はあるというふうに考えてはございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 38円になるとするとですよ、武蔵村山、もう7月から38円になってるということなので、52%の引上げになりますので、かなり大きな影響になるというふうに私は思います。お花屋さんなど、消費税増税とコロナ危機で大きな打撃を受けている中小零細業者に追い打ちをかけることになるのではないかとというふうに考えざるを得ません。値上げは行わないよう求めます。

以上で、この項を終わります。

次に、5番目の国・都・市有地の活用のところですが、桜が丘2丁目の参議院宿舍跡地について、介護施設整備の候補地の1つとの答弁でした。以前の検討では、特別養護老人ホームの候補地としては、この土地と東京街道団地の現在は生活支援ゾーンとして活用予定の土地の2か所が挙げられていたと思いますが、確認します。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 特別養護老人ホームの施設整備でございますけれども、公有地の活用を基本とする方向で検討中であります。現在のところですね、対象となる公有地が特定されているものではございません。

以上であります。

○6番（尾崎利一君） これ、私、前に資料を取ってるんですよ。それで、東京街道団地のこの生活支援ゾーンと、それから桜が丘2丁目の参議院宿舍跡地の2つを挙げて、これを比較検討してるんですよ。その事実について、私、確認してるんですよ、これ。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） ただいま資料についてということでの御質疑をいただきましたが、思うに市有地等利活用検討委員会で、以前、私どもが事務局として準備をした資料と解しております。そ

の中での記載であります、あくまでも公有地の比較、検証ということで、国有地及び公有地といたしましては、東京街道団地という部分までの記載であったかと記憶しているところであります。

ということで、この施設整備の場所、公有地につきましては、その時点での資料の段階では、公有地及び国有地という対象の範囲としております。

以上であります。

○6番（尾崎利一君） あのとときは参議院宿舎跡地というのは、国有地は参議院宿舎跡地だったと思います。介護施設整備のときの特例がある土地ということで、この土地と東京街道団地の土地と2か所を比較して検討していたわけです。この東京街道団地の生活支援ゾーンについては、このとき検討していたような2分の1で土地を賃借できるような状況ではなくなっているのではないかと。このことを踏まえると、候補地はこの参議院宿舎跡地以外には、公有地という点ではですね、有利な公有地という点では、これ以外になくなっていないかと思いますが、この点の認識を伺います。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 東京街道団地の生活支援ゾーンにおけます民活事業の対象地は、福祉インフラ整備の対象とはなりません。一方ですね、市内には国有地や公有地などがほかにもございまして、対象となる公有地が特定されているものではないというふうに理解しております。

以上であります。

○6番（尾崎利一君） 桜が丘2丁目の参議院宿舎跡地で、特養ホームを整備した場合は、通常で賃借した場合の39%という安い金額で土地を借りられるということだったと思います。現在でも、この状況、動いていないのか確認します。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 国からは、介護施設整備に係る国有地の減額貸付の対象期間は、令和8年3月31日まで延長することにつきまして通知がありました。

以上であります。

○6番（尾崎利一君） 現在は、そういう39%という安い金額で借りられるという土地であるということが確認されました。いずれにしても、早期にこの特養ホーム整備を進めるよう求めておきます。

それから、桜が丘3丁目の国有地については、令和2年度中に取得に向けた利用計画を策定することになっていたと思います。その期限は過ぎていますが、国との関係ではどのような状況になっているのか、どのように対応しているのか伺います。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 国に対しましては、令和2年度中に取得に向けました利用計画が策定できなかったことを申し上げ、当分の間、繰延べをお願いしております。今後も市の意向を伝えながら、国と十分な連携を図ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○6番（尾崎利一君） 次に、都営東京街道団地の運動広場についてですけれども、令和2年度と3年度にわたって実施設計が行われているようです。実施設計はいつまでか、終われば着工するという認識でいいのかどうか伺います。それから、合わせて令和2年度、3年度の実施設計に当たって、市民が要求してきた防じん対策としての芝生化や、防球ネット設置などは盛り込まれているのか、実施設計の概要についても合わせて伺います。

○社会教育課長（高田匡章君） まずですね、実施設計についてでありますけれども、東京都に確認を行ったところ、現時点では令和3年度に完了予定ということで伺っているところであります。なお、工事の着工につつま

しては、実施設計後になるものと認識しているところでございますが、今後、改めて東京都に確認をしてまいりたいと考えております。

続きまして、実施設計の概要についてであります。令和2年度は人工芝や防球ネット等、主要な設備の使用についての検討などを行った旨、伺っているところであります。令和3年度にあつては、令和2年度で検討した設備のほか、造成、舗装、給排水、電機、植栽等、運動広場全体の発注に向けた詳細な設計を行うということで伺っているところであります。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） ごめんなさい、ちょっと今、聞き落としたんだけど、芝生化はこの実施設計で入っているということでよかったんですか。

○社会教育課長（高田匡章君） 人工芝ということで、内容に含まれているということでありまして。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） あと頂いた資料では、都営東京街道団地の生活支援ゾーンのまちづくりプロジェクトについて、市が東京都に問合せを行っていますが、何を問い合わせ、どのような回答を得たのか伺います。

○都市建設部副参事（梅山直人君） 東京都は、令和2年11月に公表した事業実施方針及び令和3年3月に公表した事業者募集要項について、応募事業者から質問を受け付け、質問回答書を作成し公表しております。質問項目の一部については、市の所管事務に関する事項などが含まれていることから、東京都が作成した回答案の内容の確認依頼があり、それに応答したものでございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 次に、都営向原団地の創出用地については、既に情報提供を受けています。特別支援学校、令和9年度に開校できるように、それに間に合うように地区計画の変更を進める段取りになっているという理解でよろしいでしょうか。伺います。

○都市計画課長（稲毛秀憲君） 議員のお見込みのとおりであります。

以上でございます。

○副議長（佐竹康彦君） お諮りいたします。

本日の会議はこれをもって延会としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（佐竹康彦君） 御異議ないものと認め、これをもって延会とします。

午後 4時50分 延会